

平成29年加茂市議会3月定例会会議録（第2号）

3月9日

議事日程第2号

平成29年3月9日（木曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

大平 一貴君

1. 土地開発基金
2. 市長と議会の関係

白川 克広君

1. 連携中枢都市圏構想について
2. 加茂市防災行政無線について

三沢 嘉男君

1. 地域で取り組む「引きこもり」の社会復帰支援について

滝沢 茂秋君

1. 雪害対策について
 2. 介護事業に関する事柄について
-

○出席議員（17名）

1番	三 沢 嘉 男 君	2番	藤 田 明 美 君
3番	白 川 克 広 君	4番	佐 藤 俊 夫 君
5番	大 平 一 貴 君	6番	浅 野 一 明 君
7番	滝 沢 茂 秋 君	8番	保 坂 裕 一 君
10番	森 山 一 理 君	11番	山 田 義 栄 君
12番	中 野 元 栄 君	13番	安 田 憲 喜 君
14番	茂 岡 明 与 司 君	15番	樋 口 博 務 君
16番	安 武 秀 敏 君	17番	樋 口 浩 二 君
18番	関 龍 雄 君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市長	小池清彦君	副市長	吉田淳二君
顧問	中野清君	総務課長	五十嵐裕幸君
企画財政課長 会計課長	市川一行君	税務課長	鶴巻信二君
農林課長	近藤直樹君	商工観光課長	菅家裕君
市民課長	青木敏男君	健康課長	車谷憲繁君
建設課長	金子正文君	都市計画課長 水道局長 環境課長	樋口敏晴君
下水道課長	和田利政君	福祉事務所長 加茂市介護支援センター長 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君
教育長	殖栗敏夫君	教育委員会 長 学校教育課長	首藤和明君
教育委員会 社会教育課長	明田川太門君	顧問 教育委員会 文化会館長	宇田滋君
教育委員会 公民館長	和田正利君	教育委員会 長 教図書館長	珊瑚保君
監査委員	坂中春信君	監査委員 長 監事 庶務局長	吉田裕之君
農業委員会 事務局長	佐野雅好君		

○職務のため出席した事務局員

事務局長	武内豊君	庶務係長	美原弘美君
主査	吉田和実君	主査	石津敏朗君
嘱託速記士	臼杵加奈子君		

午前9時30分 開議

○議長（山田義栄君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第2号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（山田義栄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 5番、大平一貴君。

〔5番 大平一貴君 登壇〕

○5番（大平一貴君） グッド・モーニング・エブリワン。是々非々会派Y〇1998の大平一貴でございます。3月議会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。

このたびは予算議会ということで、12月に質問させていただきました児童館の土曜日開館を組み込んでいただきまして、ありがとうございます。それと、昨夜また高井保さんが私の枕元に立ちまして、日立ニコトランスミッションのところの道路をつくっていただけるということで、大変喜んでおられました。そして、もう一言言われておりましたのが、そういったことがあってもしっかりと議論することが加茂市民のためになるということですので、しっかりさせていただきたいと思います。

土地開発基金と、市長と議会の関係について一般質問させていただきます。最初に、土地開発基金についてお伺いいたします。加茂市の土地開発基金は、昭和45年に設置されました。設置目的は、高度経済成長期で著しい地価の高騰があるため、議会の承認を待っていると高値で購入することがあるためです。しかし、近年地価の下落傾向が続いており、土地を先行取得する効果が薄れています。また、通常市が土地買収を行う場合は予算案を作成し、議会の議決を経て実行します。しかし、この基金の場合は議決を経ないで先に土地を買収し、正式に事業化するとき初めて予算を議決し、その予算によって基金から土地を買い戻す手続を行います。このため市民にはもとより、議会にも見えにくい形で基金が利用され、議会の議決を経ないで土地を購入することになります。そして、事業が正式に着手される段階でこのことが明らかになります。これら2つの理由から、土地開発基金を廃止している自治体がふえています。野洲市、羽曳野市、大和市、箱根町等多くの自治体が廃止していますが、加茂市がこの基金を残す理由をお伺いいたします。

次に、市長と議会の関係についてお伺いいたします。市長は、議会で意見が割れそうな内容でも、議決が不要なことは議会に聞くことなく執行します。また、市長の考えと議会の判断が違い、議会が市長に意見した場合も市長の考えを優先されます。意見が割れそうで議決が不要な例として、今年度土地開発基金を使った第四平成園の土地取得、生田屋の土地取得がありました。本来土地開発基金で取得する土地は基本計画があり、それに基づき取得すべきだと思いますが、残念ながら加茂市には基本計画はなく、選挙公約、当初予算が基本構想であると市長は言われております。しかし、その基本構想である平成28年度当初予算の中でさえ第四平成園は構想の策定の準備をするとあるだけです。議会に第四平成園の構想を示していない段階で土地開発基金を使い、土地を取得しましたが、順序が違うのではないのでしょうか。

生田屋の土地取得については、基本構想にも全くないようですが、取得されました。法律上は議決が不要なことですが、生田さんと市長の関係を考えれば、取得前に議会に伝えるほうが適切だったと思います。スケジュール的にも7月に生田さんと市長が話し、9月に取得したのであれば、8月5日の臨時議会で議会に伝えても9月の取得には十分間に合うと思います。さらに、9月定例会で市長から議会に伝えることはなく、10月の全員協議会で初めて伝えられました。市長は、12月議会で臨機応変に議会への報告を行うと言われておりましたが、どのような判断で生田屋の土地取得の件を10月まで議会に伝えなかったのでしょうか。

市長と議会の判断が違った例です。平成27年10月議会で加茂病院改築事業基本設計に基づいた県

立加茂病院の早期建設を求める決議が賛成13、反対4で可決されました。さらに、この件は市民を巻き込んだ署名活動に発展し、署名数は1万1,716筆になりました。また、地域の医療を担う加茂医師会も加茂病院改築事業基本設計に賛成しましたが、市長は方針を変更しませんでした。平成28年3月議会で県医師会応急診療所への参加を求める請願が賛成14、反対2で可決されました。私も他の議員も応急診療所に対する市長の考えを過去の議論で十分理解した上で個々に考え、採決を得て、議会として参加すべきと判断しました。さらに、この件は加茂医師会、県央4市町村長との考えも違ってきます。しかしながら、市長は考えを変更することなく、応急診療所にはいまだに参加していません。昨日の答弁で、応急診療所の参加により加茂医師会が平成園に往診に行けなくなったというのは間違いで、2015年12月に医師会から聞いた情報では、往診に行くことを市に伝えたそうですが、返信がなかったようです。こんなことも起こっています。市長と議会の関係は車の両輪であると言われていたこと、最近言われなくなった真の民主的姿勢という観点から議決の不要なこと、市長と議会の判断が違った場合、御自身の考えをどれだけ優先されるのかお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終え、再質問は自席にて行います。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず、土地開発基金についてであります。加茂市が行う土地開発基金による土地の取得については、条例で定められた範囲、すなわち5,000平方メートル以上のものは議会の議決が必要であり、その範囲を超えないものは議会の議決が要らないことになっておりまして、現在の制度は機動的に土地を取得する上で極めて有効かつ妥当な制度になっております。県央の市町村で加茂市以外は県央土地開発公社に依存しておりますが、これに依存している市町村の多くは困難な状態に陥っております。すなわち、土地開発公社を使って土地を取得した場合にこの土地が長い間売れなかったり、一般会計が引き取れなかったりする場合は金利がかさんで大変なことになり、あるいは早く一般会計が引き取るよう国から勧告を受けて大変なことになっております。加茂市は、土地開発基金のおかげで借金もなく、財政難に陥ることもなく、本当に助かっております。

土地の取引には、取引の機会というものがあります。土地にあつては、機会を逃したらほぼ半永久的に取得は不可能であるということが間々あります。一例として、赤谷の交差点の土地があります。この件は、売り手の話を逃すとほぼ永久に取得できず、赤谷の交差点の改良は不可能でありました。これは、土地開発基金を利用して機動的に取得できたことから、可能だったものであります。御指摘の生田さんの家屋についても、加茂市の最高の民家、文化財を、土地開発基金がなければこれを加茂市が取得する機会を逸し、恐らくこの建物は取り壊されていたはずであります。また、最初に一般会計で取得してしまうと、事業年度の違いにより土地の取得費用が補助や起債の対象にならないことがあります。こういった点からも一旦は土地開発基金で取得し、事業化の際に補助あるいは起債を利用するという仕組みを利用するのが財政的にも有利であります。

また、大平議員は野洲市、羽曳野市、大和市、箱根町などと土地開発基金を廃止した自治体を上げて、日本全国がその方向へなだれ込んでいるとの見方をされておりますが、県内では30市町村のうち三条市、上越市を初めとする8市町村がないだけで、残りの22市町村は現在も土地開発基金を持っており、それを使っているわけでありまして。しかも、土地開発基金を持っていない市町村は、不便で使い勝手の悪い土地開発公社を使っているものであります。

前に栗原先生がまだ議員をなさっておられたところに加茂市は土地開発基金を持っているのですか、すごいんですねおっしゃったことがあります。土地開発基金のおかげで加茂市は機を失せず土地を取得でき、またそのために使った金に利息を払うとか、そういうことをして財政が非常に困難になるというようなことがなかったのであります。現実には県央の加茂市以外の市町村を見ておきますと、それはもう大変です。あの公社を使ってやると、本当に大変なことでもあります。

次に、市長と議会の関係であります。これまで加茂市において、議会と市長の関係は極めて良好でありました。常に予算の一部に理屈をつけて予算全体と決算全体に反対する大平議員の目からは、そう見えないだけであります。とにかく何か理屈をつけて必ず予算全体に反対し、決算全体に反対する大平議員に議会と市長の関係を論ずる資格はありません。(5番大平一貴君「あります」と呼ぶ)全くありません。(5番大平一貴君「あります」と呼ぶ)じゃ、みんながそれやったら、あらゆる議員がそんなことやったら議会が成り立つのですか。絶対成り立ちません。なぜあなただけそんなことするのだ。(5番大平一貴君「あなただけじゃないですよ」と呼ぶ)あなたは常にそうする。それは、極めてエゴイズム、全くのひとりよがりのやり方で、民主主義に反するも甚だしい。(5番大平一貴君「そんなことないですよ」と呼ぶ)私はそう思います。その人から議会と市長の関係なんぞ言われたって、全然そんなことされたら、市長は議会と議員の関係どうやってよくするのですか。あなたは、市長との関係を全く悪くすることばかりしかしないじゃないですか、そんなことして。それで、きょうそんなことをおっしゃるのは全然我々の心に響きませんって。みんながそう思います。とにかくあらゆる議員がそんなことやったらどんなことになるのかよく反省されるべきである。

加茂病院問題についても、あなたの言うとおりにしていたら産科の個室20室は実現していない。絶対実現していません。(5番大平一貴君「今もしていないです」と呼ぶ)実現したじゃないですか。(5番大平一貴君「県の言い分は違います」と呼ぶ)実現しておる。ちゃんと県は約束して、今13室つくっておる。(5番大平一貴君「つくっていない」と呼ぶ)何が。(5番大平一貴君「13室はつくっている」と呼ぶ)つくっている。あと7室についても必ず実現する。間違いない。(5番大平一貴君「そんなこと言っていない」と呼ぶ)とにかく加茂市民をだまして早く、小池の言うとおりにしていると加茂病院がおくれるとか、できないとか、そんなこと言って加茂市民をだまして、そして1万もの署名を集めた。(5番大平一貴君「だましていない」と呼ぶ)だましている。(5番大平一貴君「全然だましていない」と呼ぶ)現にそのとおりにやっていたら、個室は一室もできていない。それをまだそれがよかったとあなたは思っているのですか。(5番大平一貴君「そうですよ」と呼ぶ)もうあれをやって産科ができないほうがいいと思っている。あのときみんなが心配していた。これは、リコールに持っていく陰謀だ、大勢の人がそう言っていた。とにかく産科なんかどうでもよかった、あれをやった人たちは。小池を引きずりおろせば、それでよかった。リコールに持っていきかけた。みんながそう言っていた。(5番大平一貴君「議員13人賛成しているんですよ。議員13人はみんなそう思っていると思っているんじゃないですか」と呼ぶ)議員がそんなことみんな思っていたわけじゃない。(5番大平一貴君「賛成しているわけじゃないですか、そのために」と呼ぶ)賛成したっていい。その賛成の仕方の心情は全然別だ。(5番大平一貴君「違いますかね」と呼ぶ)とにかくそんなことをして、なおまだあれがよかったなんて言うている人と議論できない。全くあなた産科は絶対できなかったのだから。あれに従っていたら、産科は絶対できていないのだから、一つも。

加茂病院問題についても、あなたの言うとおりにしていたら産科の個室20室は実現せず、したがって産科は復活せず、病児保育施設もうまくいかず、加茂市民は極めて不幸になったはずであります。千刈に近い陣ヶ峰の土地は、たまたま極めて安く加茂市の手の中に入ってきた土地であって、こちらから取得しようとした土地ではありません。加茂市の手に入ってみたら、第四平成園の場所としてまことによいのではないかということになっただけの話であります。県央医師会応急診療所につきましては、筋の通らないこと、加茂市民を不幸にすることになることは、やるわけにはいかないということでありませぬ。

以上であります。

○5番(大平一貴君) まず、土地開発基金についてお伺いいたします。機動的に土地が取得できる、これはそのとおりだと思うのです。だけど、今回の生田屋の件につきましては7月に市長と生田さんがお話しになって、どうしようかという話になったときに、どっかで決定をされたと思うのです、買うこと。それが8月に間に合わなかったのでしょうか。

○市長(小池清彦君) 私のやったことは、何か違法性がどっかにあるのですか。(5番大平一貴君「ありません」と呼ぶ) なければいいじゃないか、それで。

○5番(大平一貴君) 法律に準じていれば何やってもいいというわけじゃないです。今回の生田さんと市長の関係を考えれば、市民が疑いを持つというのは当然だと思うのです。その状況を回避するためにも、まず普通に議会に諮ればよかったのじゃないですか。今市長がおっしゃるように、この建物が重要である、そして議員の皆さんは日本一の議員だと言うのであれば、市長に賛成するのじゃないですか。そうじゃなくて、なぜそこで相談をしなかったのか、それを聞いているのです。

○市長(小池清彦君) そんな質問に私は答えなきゃいかんのですか。日本国憲法にそんな規定あるのですか。(5番大平一貴君「あるかどうか知りません」と呼ぶ) 私は、法に基づいてちゃんとやっているのです。(5番大平一貴君「やっていません」と呼ぶ) あなたは、生田さんの建物の重要性を完全に否定しておられる。(5番大平一貴君「そうです」と呼ぶ) だから、そういう発言になる。(5番大平一貴君「そうです」と呼ぶ) しかしながら、あの建物はもう加茂市の重要文化財になった。加茂市の建物の民家の中で最高の民家。あれを存続させるということは、小京都加茂市にとって絶対に必要なことなの。たまたま持っていた人が生田さんだからといって、非難を浴びるいわれは全くない。あの建物は、全く無償で加茂市に寄附した。いいことじゃないですか。あれ加茂市が引き取らなかつたら、生田さんはあの建物を潰さざるを得なかつた。(5番大平一貴君「そうですね」と呼ぶ) それを潰さないようにして引き取っただけの話なの。そのときに土地までただでというわけにはいかない。土地を買ったという話だけであります。あれあなた全体としての価値は大変なものです。何億という価値があります。そういうことでもあります。

○5番(大平一貴君) 生田さんの建物の重要性について、私としては識見が違う、それはそのとおりです。議員の中にも市民の中にも価値がないと言う人もいます。議員の中には、価値があると言う人もいます。そういう状況を議会と一緒に判断するのが民主的姿勢じゃないのですか。しかも、文化財に指定された、2月28日に指定されたというのはきのうわかりました。(市長小池清彦君「3月2日」と呼ぶ) 2月28日に諮問して、3月2日に指定された。そんなに重要な文化財であれば、なぜ前もって、前の段階で文化財に指定されていなかったのですか。なぜ文化財に指定されていなかったのか。そして、法

律的には問題ないことでも、政治的に微妙なことを議会に相談しない理由を教えてください。

○市長(小池清彦君) その理由を教えろという意味がわからない。全然ちっとも変なことはしていない。特に民間の人たちは、文化財に指定することを嫌がるのです。文化財に指定すると修理1つするにも加茂市側の了解をとらなきゃいけないのです。だから、文化財に指定したがりません。したがって、文化財には指定していません。加茂市の多くの文化財もそういうことで文化財に指定するには本人の了解が要る。本人は嫌がるのです。ところが、あの建物はもう加茂市の所有になったわけだ。だから、文化財に指定して困る人は誰もいないわけでありまして。とにかく最高の民家をあれはそう思わないなんていう詭弁を弄することはやめたほうがいいです。

○5番(大平一貴君) それでは、法律的に必要ななかったから、言わなかった。相談しなかった。9月に取得した。じゃ、9月の議会でなぜそれを伝えなかったのですか。それも法律上は必要ないことかもしれないですけど、これだけ市民が騒いでいる中で、なぜ伝えなかったのか。何か理由があるのですか。

○市長(小池清彦君) 土地開発基金で取得した土地について、常に議会の了解が要る範囲のものはちゃんと議会の議決をとってやっておる、そうでないものはとらずにやっておる、一々報告はしていない、それだけのことであります。

○5番(大平一貴君) 生田さんの土地を取得することが議会として、市民として全く問題にならないというふうに考えていたのですか。

○市長(小池清彦君) そういうことより前に、一定の範囲を超えるものはちゃんと議会の議決をとる、そうでないものは議会の議決はとらない、報告とかそういうことは一々やらない、そういうことだけあります。そんなに目くじら立ててもだめです。

○5番(大平一貴君) 別に僕も市長が法律上問題あることしたなんて言っていないです。政治的に問題があるのじゃないかと。だから、市民も騒いでいる。その辺もきのうお店に入ったら言われました。もう土地買ったのですかと。いや、もうとっくに買っていますよ。知らない市民も多い。しかも、これ利用方法もお茶とか品格のあるものに使うというだけで、それほど価値ある利用方法をまだ見出していない。そのものに対してきのうわかった時点で取得費用が4,200万、修繕が1,200万、5,400万はかかっている。これは、使い過ぎじゃないかと思うのです。そして、今後耐震工事が必要かどうかわからないですが、耐震工事をする場合、もっとお金かかるわけです。これどのぐらいかかると見積もっていらっしゃいますか。

○市長(小池清彦君) 耐震工事をするなんて言っていないです。(5番大平一貴君「必要はないんですか」と呼ぶ) そんなのわからないです。あの建物については、市民の中の古民家に関心のある人たちが私にしょっちゅう言うのです。小京都加茂市と言うからには、小京都加茂市の中の重要な建物が潰されていくことを放置してはならない、そういうことをしょっちゅうそういう人たちが言うわけで、それは当然そういうことなのです。小京都加茂市、小京都加茂市なんて言うていながら、加茂市の中の古民家が次々に潰されていったら小京都でない。生田さんの建物は、加茂市の最高の民家なの。最高の民家が潰されることになっちゃった。それをただでもらい受けた。買ったのは土地だけなの。どっかへ引き家か何かして、加茂市の持っている土地へ持っていくわけにいかないじゃないですか。ここに建物がある以上は、その土地は買わざるを得ない、それだけのことであります。

○5番(大平一貴君) 土地開発基金については、それは市長が自分で好きなように使えるから、法律上

に基づいていけば。それは便利だというのはわかりますけど、今回のこの生田さんの件、そして第四平成園、たまたま土地を安く買ったという話かもしれませんが、そういったものを取得する、そういうこともありますので、私は、これは反対です。そして、生田さんの建物自身も、市長は価値あると言われているんですが、石井さんから生田さんが買って改装した、そして今回正面のところを後ろに下げた、これは、大分価値は、僕はないと思っております。

次に、市長と議会の判断が違った例なのですが、先ほども加茂病院改築事業基本設計、これに基づいてやれと我々が署名運動したことについて、うそだと言われましたが、これ最終的にはこのとおりになったじゃないですか。市長がいろいろ要望を出しました。出さなくても、加茂病院に産科20室はなかったかもしれないけど、産科をつくるというのが県の方針であったわけです。そして、病児保育施設も近隣に、あとはもう一個あったと思うのです。ベッド数は、市長は取り下げましたけど、もう一つのほうも基本計画に基づいた状況になったわけです。市長が頑張ったことによって、その13が20に産科するとか、その辺はまだ市長の意見では県は認めた。(市長小池清彦君「違いますよ。13は私がとってきたんだから。あなた方の言うとおりにしたら13できないんだから」と呼ぶ) そうでした。(市長小池清彦君「おい、そんなこと今ごろ言った、議長」と呼ぶ)

○市長(小池清彦君) 県の基本設計の中には、個室は……(5番大平一貴君「個室じゃなかったですね」と呼ぶ) 県の基本設計の中には、バス、トイレ付きの個室は1つしか入っていなかった。(5番大平一貴君「そうですね」と呼ぶ) バスは産科にはだめなので、当然シャワーになるのですが、いずれにしてもそういう個室は1つしか入っていなかった。(5番大平一貴君「そうです」と呼ぶ) それを私が頑張っていて、星野伊佐夫先生の御支援もいただいて13にしたわけなの。13にしなかったら産科は絶対にできません。妊婦が来ませんから。初めから加茂病院に、泉田知事さんは産科復活してやると一言言うて基本構想の中には入れましたが、個室がそんな状態だから、そもそも加茂病院が何で産科閉鎖になったか。個室がほとんどないから、妊婦が来なくなってしまったわけなの。それで産科は閉鎖されたわけ。今度は、産科復活と言いながら、全然個室の用意がないわけなの。初めから絵に描いた餅掲げてあっただけなの。それにあなた方は乗って、県の言うとおりにしろなんて言って、すなわち産科の個室は要らない、そんな署名運動をやったわけなの。署名した人たちは、まさかそんな署名だと思って署名したわけじゃないわけだ。とにかく加茂病院を早くつくってくれという、それだけの署名だと思って、現に回った人はそれだけ言うて署名を集めたから。それで相当な人が署名したのであって、いや、それは産科をできないままでいいという署名だったら、そんなに大勢の人は署名しなかったわけだ。もっとも不思議なことに、かなり年配の女性が産科できなくてもいい、早くつくれ、そう言いました、私に。そういう考え方に市長は乗ることができないわけなの。市長というものは、一時的にいかなる非難を浴びようとも加茂市民の幸せにつながることは命がけでやる、これが市長なの。だから、私は頑張った。平山知事に勝った自信もありました。泉田知事に負けるとは思わなかった、正直。しかし、1年間は泉田知事の顔も立てていろいろやりましたが、らちが明かない。星野伊佐夫先生の鶴の一声をいただいたわけ。それ

で産科13室できたわけなの。それをあなた今非難しているわけなの。非難されるいわれは全くないです。何で産科13室勝ち取ったのを非難するのだ、あんた。それから、あれもそうです、病児保育施設も。加茂病院の中に何か小さな敷地だけど、ここどうだと言うた。そんなのだめだと、そう言うたら星野先生の鶴の一声の後、病院局長の言うことが完全に変わったわけだ。急に市長さん、加茂病院の隣の神明宮が持っている土地、あそこどうですと向こうから言うてきた。あなた方の言うとおりにしていたら、加茂病院の前のあたりに小さな敷地、そこに不十分な病児保育施設しかできなかったわけだ。しかも、加茂病院の隣にあの土地を取得してお建てになったらどうですと、そこへアーケードを加茂病院からつけてあげましょうとまで意見が変わった、新潟県の。それは、私が頑張ったおかげです。それを全部そんなところで否定したところで説得力はゼロです。

○5番(大平一貴君) いろいろ言われました。確かに4人部屋から個室に変わった、それはそのとおриだと思っただけです。けど、加茂病院に産科をつくるって言っていたのだから、いいじゃないですか、別に個室じゃなくても。個室であれば、それはもちろんいいかもしれないけど、個室じゃなくてもいいじゃないですか。そもそも加茂病院に妊婦さんが来ないというのは、個室ももちろん問題があると思っますけど、加茂市で生まれてくる数がどんどん減っているところに問題があると思っただけです。去年が百四、五十人、2010年には百七、八十人いたのですが、先日もちょっと見ましたけど、「地方消滅」という本の中で2040年、加茂市で子供を産む対象になる女性が60%減るわけです。180人から60%減ったら、ほとんど子供が生まれなくなるわけです。そういう中で産科を20とか言っているよりも、それは皆さんが使える部屋にしておいたほうがいいのじゃないかと言うのであれば、加茂市で子供がふえるような政策、人口がふえるような政策を、それを打つから、何とかしてくれ、実績がつけれたから、何とかしてくれというのが順序としては正しいのじゃないかと思っただけです。そのことのためにこれだけ市民を巻き込んで、県内の各市町村ともめて、そして新大の医師が怒っていたというのは本当だと思っただけです。小池市長の言うことを聞いたからということだけではなくて、いろいろともめていたことに対して怒ったみたいなのです。(市長小池清彦君「そんなことないですよ」と呼ぶ) そう言われていました、新大病院の人が。(市長小池清彦君「まさか」と呼ぶ) いや、本当、本当。そういうことなんです。(市長小池清彦君「そんなね、うそを言うもんじゃないて」と呼ぶ) いや、うそじゃない。それは、うそは市長です。(市長小池清彦君「だめだって。あなた時々うそ言うから、だめだって」と呼ぶ) いやいや、市長です。(市長小池清彦君「新大の人に聞いたなんて何言っているんですか」と呼ぶ) だって、そうだもの。公言されているのだもの。

○市長(小池清彦君) 公言したということは、きょう速記にとどめずに私が公にしたことであって、ほとんどの人が知らないことなの。(5番大平一貴君「いや、知っている、知っている」と呼ぶ) いやいや、知らない、知らない。(5番大平一貴君「患者と家族の会に公言していたから」と呼ぶ) かんかん怒って公言していたのですか。(5番大平一貴君「いや、怒って公言したのは違う方ですけど。それで……」) いやいや、何言うているかあなたわからないじゃないですか。(5番大平一貴君「じゃ、

僕言いますわ」と呼ぶ) とにかくあなたの言うことが正しいとすれば、加茂病院の産科はなぜ閉鎖されたのですか。患者がなぜ来なくなったのですか。個室がないからです。当時から産科、それは個室というところに全国的になってきて、個室をいっぱい作る病院が出てきたのです、石黒病院を初め。それでみんなが個室のあるところに行くようになったのです。それで加茂病院に患者が来なくなったのです。それを今度の基本構想のとおりにいけば個室がないのだから、患者は来ません。新大の教授にとっては来ないから、つくらないという理屈になるのです。個室でなくても患者が来るなんていうのは、全く現状と違うことを言うているのです、あなたは。

それから、もう一つ重要なことは、あなたは加茂病院、産科の個室要らないと言うているわけです。すなわち、産科は加茂病院できなくてもいいと言うているわけです。それは問題です。自分は男だから、女性の身になってください。なぜ個室が必要か。みんな言うています。お産をするときには、何か大きな声を出さざるを得ないのだそうです。本当に苦しいのだそうです。だから、個室を望むのです。大部屋では、大きな声を出さざるを得ないときに困るのです。それが、大部屋が嫌われる理由なの。それをあなたは大部屋でいいじゃないかなどと言うているわけ。しかも、加茂はだんだん生まれる子が減っていくから、産科は要らないなんていうこと言っているわけだ。そういうことを議会で言われても説得力全然ないし、あなたそれを大勢の加茂市民の前で力強く言うてみたらどうですか。余りしつこく言うていないです。あのおとき専らおくれる、おくれる、早くやれ、早くやれ、それでやっていただけなのだから。そして、お山の大將みたいな顔をしてやっていただけの話なのだから。

○5番(大平一貴君) いろいろ市長も言われましたけど、個室のほうを妊婦さんが好むというのは、それはそのとおりだと思います。だけど、ずっと妊婦さんがいる新大病院も別に大部屋です。大部屋でもずっと来るとこは来るのです。子供を産む人間が多ければ来ます。そして、いっぱい来るから、個室にしてくれというのが筋だと思います。

そして、市長の意見も皆さんわかっていると思うのですが、市民の方は、それは市長が言うことはそのとおりと思う人もいるかもしれないけど、議員は皆さんわかった上で13人が新潟県案でいいと言ったわけです。それについて市長は、いや、そんなことはおかしいということできっと進めていたわけですが、これでよかったのですか。

○市長(小池清彦君) じゃ、あのおとき単なる議会の議決に私が従って個室13とってこなかったら、加茂市民それでよかったのですか。(5番大平一貴君「いいと思います」と呼ぶ) 私はよくありません。市長はよくない。最終的に加茂市政に責任を持っているのは市長です。それでだめになったら、切腹するのは市長です。私は、切腹は嫌です。大体そういう無責任な話です、それは。たまたま議会は、全体の流れで小池が負けるかと思って県にごまをすっただけの話なの。いろいろな策謀に踊らされただけの話なの。(5番大平一貴君「議会が」と呼ぶ) そうです。正直申し上げます。あのおときの県の言い分に従えなんていう決議が正しい決議だと私は思いません。それが、小池が単に引き延ばすだけで負けると思っ

た。そう簡単に私は負けません。というのは、平山知事と第1次加茂病院戦争をやったころの議員の人たちが余り残っていない。残っていれば当時のこと知っていますから、私と加茂市民挙げて立ち上がって、加茂病院がだんだん、だんだん小さくなって行って、最後は診療所になる、そういう考えの県の考えを完全に撤回させたのだから。しかも、170ベッドを180ベッドにしたのだから。そのときのことを知っている議員が少ないから、小池が知事とやったら市長と知事だから、市長は負けると思った。それで県にごまをすってああいう決議しただけの話なの。あえて申し上げます。そうです。だって、あの決議はおかしいもの。あのとおりにやったら、どういうことになったのですか。産科個室13室できていないのだから。それが皆さんの総意であったとは、そういうことはないです。全くない、あんなの。たまたまそういう成り行きになったわけなの。

○5番（大平一貴君） 個室ができなかったというのは、基本計画になかったのだから、市長の言うとおりにだと思います。だけど、議会はそれでも十分だという判断をしたわけです。魚沼の、きのうも話を市長もしていましたけど、基幹病院ができて、あの辺の自治体の方はお金も払った。そして、あの辺にあった県立病院が市立病院に変わって、さらに負担をされた。でも、この地域は基幹病院ができて、それに対する我々負担がない。そして、さらに吉田も加茂病院も建てかえてくれて、そして県立で残る。これだけいい条件を泉田知事が出してくれたわけです。それ以上欲張る必要はないのじゃないか。そういうふうな判断で、これでいいだろうという判断をしました。

○市長（小池清彦君） それは、あなたの判断だ。全員がそんな判断をしてあの決議されたわけじゃないのです。小池が負けると思って決議されたのです。一部の人たちは、ああいう署名運動をやって、リコールに結びつけて小池を引きずりおろそうとした、そういうことです。

○5番（大平一貴君） ちょっと私と同じような判断する人もいたし、小池市長が負けるからという判断をしたという話ですけど、小池市長が負けるから、その決議に賛成したと思っていると言われた議員に関しては、ちょっと失礼な意見だと思います。そして、リコール、もちろんこれで市長が動かなければリコールもしなきゃいかんが、そういう話はありませんけど、だけどリコールしなかったじゃないですか、結局。（市長小池清彦君「それは、私が勝ったからです」と呼ぶ）勝っていません。リコールが目的じゃないからです。話がまとまればこれでいいだろうということで活動していたわけです。話まとまらなかったじゃないですか。（市長小池清彦君「まとまっていないじゃないですか」と呼ぶ）

○市長（小池清彦君） あなた方の画策は、ついで去ったじゃないですか。まとまっていないじゃない。（5番大平一貴君「何が……」と呼ぶ）あなた方の画策は、ついで去ったじゃないですか。私の主張が通って、個室はちゃんとつくる。病児保育園も隣に立派なものをつくって、そこへアーケードまで県がつけてくれる。全然私の言うとおりにになったじゃないですか。あなた方の考えでまとまったわけでは全くない。私の言うとおりにになっただけだ。私は、命がけで戦っただけの話だ。

○5番（大平一貴君） 小池市長の主張は、3つあったと思っているのですが、病児保育施設は建物の中につくる、それと産科は個室20室、もう一つちょっと忘れましたが、それは全くたしかかかっていないと思うのです。病児保育は外だし、産科の20室は、確かに人数が多い部屋から個室が13になりましたけど、共用だし、残りの7つは今後の様子を見てという県の主張と、市長はもうできた、できるという話と、そっちはグレーです。（市長小池清彦君「必ずできます」と呼ぶ）いやいやいや、それはわからないけど、あのときの決着の中では全然市長の意見通っていないと思うのです。人数が多い部

屋が個室になった、そこはそうですけど、それ以外通っていないのじゃないですか。（市長小池清彦君「それ以外と言ったって……」と呼ぶ）

○市長（小池清彦君） 個室を13もとってきたのに、それをそんなの軽視されても困ります。県とも綿密に詰めたのだから、私が。第1次建設分は、第1次というか、まず建設するのはあいたスペースにしか建設できないわけだから、そのスペースの中では個室は13しかできないのです、産科の。県も最大限頑張ってくれたわけ。それで13つくったわけなのです。その後すぐ今の加茂病院が建っているところは取り壊さないで駐車場ができませんから、今の加茂病院の建物はすぐ取り壊されることになるのです。取り壊したら直ちに20室つくるという案を星野先生と病院局長と3人で合意した。それを病院局長が知事のどこへ持って行って、我々3人で合意しました、これでよろしいですかと言った。そうしたら、知事さんが、照れくささもあったのでしょ、需要が生じた場合という一句を入れてくれと言った。それで、星野先生も知事がそう言うのだから、一応入れておきなさいと。必ず20室、あと7室できるようにするから、今はそうしておこうじゃないかと言って、私も、じゃそうしましょうと言うたら、小池は大人だと言うてみんなに褒めたわけだ。そういうことが経緯であります。

○5番（大平一貴君） 思い出しました。もう一つありました。小池市長は、最初180ベッドじゃなくて、230言っていたのを50おろして1枚カードを切ったって言っていたのです。180で言っていたわけです。それが、今度4人部屋が個室になったから、その分減ったわけです。そうですよね。（市長小池清彦君「そこなの」と呼ぶ）それで、それが第2次の中で市長が言うように3階が個室になれば180になるよとか、その辺の話だったと思うのです。

○市長（小池清彦君） 4人部屋を個室2つにしたから。（5番大平一貴君「そうそうそう。減ったわけですよ」と呼ぶ）1つ潰すと2人分減るわけです。その結果12室、当初の計画に1つあったから、あと12つくったわけだ。だから、その関係で180ベッドが今の病院、建てた病院では168しかないのです。そうしたら、病院局長が私に言うたのです。市長さん、180が160になります、いいですかと言うたのです。それで、ああ、それはとりあえずいいのだと。というのは、今度建て増しするのだから、星野先生の言葉をかりて言えば、増築するのだから、そこに12ベッドつくればいいのだと。したがって、あと12室つくるという約束になっているのです。12室のうち7室は産科なのです。あと5つは、産科以外の個室になるのです。私が言うているのは、あと5つはあの個室が少ないのです。あれは、療養病床が少ないのです。療養病床の個室がたしか2つぐらいしかないのです。すなわち、割合年配の方々が入る療養病床の個室が2つぐらいしかないから、そこにあと5室個室があるから、それをそっちに当てればいいのじゃないかと、私はそう言うているのですが、その5室のことはともかくとして、7室はできるということでもあります。

それからもう一つ、病児保育施設を建物の中へつくる、つくと小池は言うていたと。中でなくて、外になったじゃないかと、おかしいじゃないかと変なこと言うているわけだ、あなたは。しかし、私が主張したのは、中は中でも一番外れのほうなの。一番外れのところに1階建てになっているところあるのです。その1階建てになっているところへその1階を2階にして上げて、1階に病児保育園をつくれと、私はそう言うておったのです。それは、随分合理的な考え方だと思います。思うけれども、県は、それはしたくないと。もう設計図ができ上がっているから、要するに変更設計はしたくないということなのです。それで、市長さん、隣に神明宮の持っている土地があるから、あそこへお建てになったらど

うですか、アーケードをつけてさしあげますよと病院局長が言うたわけなの。それで私は、ああ、それならいいですねと言うて、それに乗っただけの話であって、別にそれを非難されるいわれは全くないわけなの、私は。

○5番（大平一貴君） まず、病児保育の話はやっぱり施設の外だ。確かに距離的には最初の市長が主張した場所とそれほど変わらないから、オーケー向こうは出したのでしょけれど、市長もオーケー出したのでしょけれど、まず土地のお金もかかるし、建物のお金もかかるし、もともとは加茂市が負担するとか言っていましたけど、その辺の違いもあるし、ベッド数が168、180でなくても、168でも僕は別に悪くはないと思うのですが、ずっと180を主張していた。実際の加茂病院の稼働率って50%ぐらい。そうすると、そこまで利用者がいるのかなと思っていますから、別に僕は、それは悪いことじゃないと思うのです。むしろこれから建て増しをして新しくベッド数がふえたときに、加茂病院が、それほど利用者がいるのか。いい医者がいて、どんどん周りから来てくれればいいのだけれど、そこまになるのか。どちらかという、そちらのほうを心配しているのです。それにはやっぱりいい医者が来てもらう方法、必要だと思うのです。これだけ市長の主張が後出しで県ともめて、そして新大も怒って、そんな場所に医者来たいと思うのか。僕は、そうは思わないのです。これからまたいろいろと要望もしていくのでしょけれど、節度あるやり方をしていかないと、それがたとえ加茂市民のためになっても、結果的には僕はならないと思うのです。申しわけないですけども、でかい建物がくればそれでいいというわけではなくて、その中身、市がどれだけ協力するか、そして加茂医師会とも話し合っ進めていくか、ここが重要だと思うので、それをお願いして終わります。

○市長（小池清彦君） あなたの考え方は、県のずっと前からの考え方そのものなの。県は、加茂病院は要らないと思っているわけです、伝統的に。（5番大平一貴君「僕は、そう思っていないですよ」と呼ぶ）あなたもそういう方向を志向しているわけなの。それで、県はまず平山知事のときに、それは官僚の発案です。170ベッドを150ベッドにしますと。だんだん減らして行って診療所にすると、そういうことを決めたわけなの。それに対して加茂市民挙げて立ち上がって、私も立ち上がって、何なら私が知事に立候補して、平山さん、あなたとやりますよとまで大勢の新聞記者の見ている前で言うたわけだ。それほどまでにしてあれを守ったわけなの。そういう考え方がずっと尾を引いているわけだ。幸いに泉田知事が出てきて、あの建物を建てかえることにした、それは随分いいのです。いいのだが、産科のところは欠如していたわけなの。産科は、単にうたい文句を言いたいただけだったわけだ。そういう泉田知事の案、全体として70点ぐらいの案を私が頑張って100点に近くしたわけなの。あなたの考えは、だんだん加茂病院は小さくしていいのだと、そういう考え方なの。現にあなたと一緒に行動していた人たちは、なぜかそういう考え方だった。そういう考え方は、結局加茂病院建てかわっても、今後どんどん、どんどん加茂病院をだめにしていきます。だって、県の基本的な考え方は加茂病院だんだん小さくしたいのだから。それに対して我々は断固抵抗して、今後とも頑張っていかなければいけない。それが大変私は将来のこととして心配です。私もいなくなったときにみんな立ち上がって頑張るのかなと。あなたのような考えも出てきていけば、大いに述べる人もいるわけだから、そうなったら終わりだなと、加茂病院はどんどん小さくなっていくなと私は思うのです。

○5番（大平一貴君） 私と一緒に活動していた方も、ここにいる議員も別に加茂病院が小さくなればいいとは思っていないですし、市長が平山知事と頑張っ戦って加茂病院今のまま残してくれたというの

は、僕はいいことだったと思うのです。だけど、何でも大きいものを望むよりも、加茂市に合ったものを望んでいったほうがやっぱり加茂市のためにはなるのかなと思うのです。そして、その加茂病院が小さくなる、大きくなるの話以前に、加茂市の人口が小さくなることを望んでいるような政策をやるのはやめたほうがいいと思います。少しでも多くの方が加茂市に住んで、そしてここで子供を産む、そういう政策をやっただけのようにお願いして終わります。

○市長（小池清彦君） 私は、鋭意そういう政策をやってきているつもりであります。

○議長（山田義栄君） これにて大平一貴君の一般質問は終了しました。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 3番、白川克広君。

〔3番 白川克広君 登壇〕

○3番（白川克広君） 皆さん、お疲れさまです。3番、市政クラブ所属の白川でございます。通告に従いまして、2点質問させていただきますが、1点目の連携中枢都市圏構想、これにつきましては昨日の浅野議員の答弁において重複しておりますので、要旨のみとさせていただきます。2点目の加茂市防災行政無線について、中心に質問させていただきます。

1点目の連携中枢都市圏構想についてに関して、昨日の答弁ではほぼ内容が入っておりましたので、重複事項として簡潔に要点のみ質問させていただきます。この中枢都市圏構想につきましては、総務省から平成26年8月25日に要綱が施行されまして、昨年10月3日現在、全国で17地域において結成されているというふうに確認しております。そして、昨年12月16日に新潟市から宣言書が発表されたという一連の流れでございます。

質問としましては、1点目としてこの新潟市が示した連携中枢都市圏構想に対する加茂市の基本方針と今後の対応ということを伺っておりましたが、これについては昨日の答弁で重複されておりますので、割愛させていただきます。

2点目の質問としまして、これにつきましても先ほどの大平議員との質疑のやりとりで一部答弁にもなっております内容でございましたが、改めてこの2点目についてのみ市長のお考えをお聞かせいただきます。議会での議決がこの連携協約案の要件とされておりましたが、何の説明も報告もなかったということについて市長のお考えをいま一度お聞かせいただきたいと思います。

2点目、加茂市防災行政無線についてでございます。加茂市においては、過去に大きな風水害、雪害等経験しており、防災行政無線の必要性は痛感されていると思います。順次整備されてきたものと思っております。この防災行政無線システムを活用した火災発生のお知らせ、行方不明者の捜索協力依頼、特殊詐欺等への注意喚起、熊、猿などの出没情報、加茂市のイベント情報等、幅広い広報活動も可能だと思います。実際先日の陣ヶ峰での火災について、近所の方が外出中で火災に気づかず、帰宅後火災を

知って非常に不安になったという話も伺っております。また、特殊詐欺事件においても後日新聞で知るより、タイムリーに放送されることで前兆事案等々被害防止に役立つものではないかと考えます。

そこで、質問の1点目としまして、現在加茂市が行っている防災行政無線のシステム、これと設置状況について伺います。

2点目に、これまでこのシステムを用いて発信した内容など運用実態について伺います。

3点目に、28年度予算に計上されておりました防災行政無線更新工事費負担金1,033万円の執行状況とその内容について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

最初に、連携中枢都市圏構想について御答弁申し上げます。これは、先ほどおっしゃいましたように、昨日浅野議員に御答弁申し上げたものでございますが、ここにこう書いてきましたので、これを読み上げさせていただきます。この連携中枢都市圏構想推進要綱は、平成26年8月25日に総務省が制定、施行したものであります。この連携中枢都市圏構想の目的について、議員もいろいろと上げておられますが、というのは浅野議員に対する答弁に書いてあるので、きょうはいろいろ割愛されましたので、ここはあれですが、その本質は平成の市町村大合併後のさらなる合併、すなわち道州制の導入につながるものであります。ようやく合併の牙から逃れた加茂市にとって、参加してはならないものと思います。お互いの利益になるような場面はなかなか想定が難しいものであり、連携した分野では高い水準に到達した加茂市の市政の自主性が損なわれかねないものであります。また、過去には県央広域市町村圏協議会というものがありましたが、中心となった市の独断専横が極めて激しく、この手のものは懲り懲りしております。

たしかこの連携中枢都市圏構想の前にもう一つ何か似たようなものを国が言い出したのがあったかと思うのでございますが、それで三条が手を挙げるとか挙げないとか、そういうのが、総務課長、何かあったよね。（総務課長五十嵐裕幸君「済みません。ちょっと覚えていません」と呼ぶ）たしかそれより前に中枢都市ではなくて……（「定住自立圏」と呼ぶ者あり）定住自立圏か、そうそうそう、ありがとうございます。定住自立圏構想というのも出されたりして、とにかくきのうも申し上げましたように、国会議員の中に市町村の数を300にすることを目指す道州制に妙に凝り固まっている人たちがいるのです。そういう人たちを背景にして、この総務省のほうでそういう定住自立圏とか、この連携中枢都市圏とか言い出しているのでございます。それで、私は全国市長会の中に、あれはこれのころ余り開かなくなつたね。道州制の検討会というのがありまして、もう一つは地方分権改革検討委員会というのと2つ全国市長会の中にありまして、参加したい市長は全部参加せよということで、私は両方に入っているのです。そこでは総務省がこれ以上の市町村合併に積極的ではないです。そもそも総務省は、小泉さんのやった市町村合併にもともと積極的でなかったのです。全然積極的でなくて、たしか加茂商工会議所が主催した講演会があって、そこへ総務省のどの程度の人でしたか、課長のちょっと下ぐらいかな、その人がやってきて講演したときなんか市町村合併猛反対の講演をしたのです。それで、私なんかとその後意気投合したりしたのです。総務省は、もともとそうなのです。総務省は、もともと市町村の数が減ることは、総務省は嫌っているのです。嫌っているのですが、こんなもの出さざるを得ないというのは、

政府というか、そういうことに凝り固まっている議員の圧力があるからなのでございます。本当にあの市町村合併のときなんか総務省は初め猛反対で、しかし小泉さんの鶴の一声でやらざるを得なくなったのでございます。そういうことで、この手のものは県央広域市町村圏協議会、これはもうここへ入らないと個々の市町村の予算が組めない、すなわちここへ入って、ここの計画の中に入れてもらわないと補助金はもらえない、起債は認められない、こういうことだったので、我々はやむを得ず入ったのですが、入ってやっけても、なお中心となる市長の独断専横がすごくて、本当に私はもうそれだけでも懲り懲りしているわけでありまして。

この件について加茂市の対応経緯については、事の本質が今ほどお答えしたとおりのものでありますので、要綱制定後から一貫してこの構想にくみしないというものであります。今後の方針としまして、市町村合併に類したものに参加するということは、加茂市の到達した高い市政の水準を揺るがしかねない問題であり、参加すべきものではないと確信いたしております。

次に、加茂市防災行政無線についてであります。1点目の運用実態であります。現在加茂市の防災行政無線は市役所本庁に設置している出力10ワットの基地局1台、移動系として出力10ワットの車載無線機5台、出力5ワットのハンディ無線機5台を所有しております。車載無線機につきましては、建設課の道路パトロール車、交通指導車、その他3台の車に積んであります。基地局のアンテナは、庁舎屋上に設置してあります。これらの使用状況につきましては、災害時に現場の職員同士と本庁が連絡をとり合ったり、情報を共有するために使用しますが、各種祭りやイベントのスタッフの連絡用としても使用してまいりました。しかしながら、携帯電話の普及により、近年の防災時では携帯電話で連絡をとり合うことが多くなっているのが実情です。総務課では6台の携帯電話を管理していますが、そのうち3台は災害時優先電話となっておりますので、災害時にも優先的に通話ができることになっております。その他、衛星携帯電話を1台所有しており、東日本大震災の際に給水支援で宮城県へ行った際も利用いたしました。これらの機材は、災害時に私が現場へ出動して指示を出す場合にも有効に使用しております。

2点目のこれまでに発信した内容等運用実態についてであります。市の防災行政無線はそれぞれの無線機と市の基地局が相互に通信するものであり、同報無線のように個別受信機や屋外スピーカーによる発信設備はありません。可能ならば数億円規模となる同報無線の戸別受信機を各御家庭に配置できればいいのですが、財政的に極めて大きな負担となりますし、いまや携帯電話、とりわけスマートフォンの普及が進んでおりますので、それにかわるものとして私どもが一番有効に活用しているものはエリアメールであります。携帯電話3社とも対応して、市から緊急情報を一方的に広く発信できるものです。平成23年の7.29災害の際や東日本大震災の最初の大地震が起きた際、平成26年7月9日の大雨で加茂市に土砂災害警戒情報が出た際等、洪水情報や避難情報等の重要な情報を、エリアメールを通じて頻繁に発信しております。加茂市は、基本的に消防団と一緒にスクールバスを使って各戸を訪問して避難を呼びかけ、自分の車で逃げる方は自分の車で、その他の方はスクールバスで避難していただき、場合によっては救急車での搬送も行った次第であり、極めて有効でありました。

また、議員が例示されているもので、熊や猿の情報は農林課から全戸配布のチラシを出したり、特殊詐欺の注意喚起は商工観光課から広報紙面やチラシなどで周知し、火災情報につきましては消防署の自動音声のテレホンサービスがあります。また、新潟県警の安全・安心メールの配信サービスを受けて

いますと犯罪情報も入手できますので、これらを御活用いただきたいと思っております。なお、これらの情報の入手方法などにつきましては、広報かも等を通じて今後も周知してまいりたいと思っております。特に商工観光課が月1回広報かもお知らせ版にチラシを挟んで、オレオレ詐欺みたいなものに注意してくださいというチラシを挟んでいるのです。あれは、全部県の金なのです。というのは、私がお客との関係の委員をやっているのです。そうしたら、そういう基金を県が持っているということを知りましたので、あれ大いに利用しようじゃないかと。余りほかの市町村が知らない基金なのです。それで、それをたくさんもらって、商工観光課は月に1回ずつチラシを入れているということでもあります。

なお、議員が例として挙げられました中で、行方不明者、特殊詐欺の注意喚起、熊や猿の出没情報、イベント情報などにつきましては、防災無線やエリアメールで広く発信することがなじまないものもあります。したがって、災害時等の緊急かつ重要な情報につきましては、エリアメールや場合によっては各戸訪問で皆様に情報発信してまいりたいと思っております。

3点目の本年度の予算の防災対策費で計上いたしておりました防災行政無線の更新予算であります情報通信ネットワーク更新整備事業費1,033万3,000円ですが、これは県と市町村をつなぐ県の衛星系の防災行政無線の更新であります。これは、平成7年に導入されたもので、県からの一斉指令や気象情報、職員通用口付近に設置してあります加茂市の震度計などで使用してきたものであり、経年による老朽化により故障が多発するようになったためこの衛星系無線機器の更新を行い、さらにバックアップ回線として地上系無線回線を新たに整備したいというものであります。

この一千何百万円は、起債を起こして、返すときに70%国は交付税算入してくれるというものであります。これを要するに加茂市のそういういわゆる防災行政無線と名のつくものがいろいろあるので、一番防災行政無線ということで恐らく白川議員が御質問になっているのは、加茂市民全員に対しての話だと思うのです。これは、非常にありがたいことにエリアメールが物すごく有効で、そのエリアメールの中に初めはNTTしか入っていなかったのですが、今度ほかの電話会社も入ってきましたので、極めて有効であります。これで私は非常に助かったと思っております、これがNTTのほうからこういうのがありますよという加茂市にそういうお話がある前はこのこと知らなかったものですから、それまで一般に行われているのは、今でもそういうあれが行われているまちがかなりありますが、まちのところどころに御案内のポールみたいのが立っているのです。そこに四方に向けた拡声機、スピーカーがついているのです。そして、そこで私は実は大和市に道場を持っておりまして、よくそこへ行って稽古するのですが、その近くにそれがあるのです。そうすると、時々それが鳴るのです。鳴ると、ほとんど全部がどの辺で何歳ぐらいの人が行方不明になっていますと。要するに痴呆で遠出した人なのです。ほとんどそれです。このごろあれ言わなくなったな。「夕焼け小焼け」のオルゴールみたいの鳴りまして、子供さん、早くおうちへ帰りましょうなんていうのをひところ言うていましたが、このごろそれは余り言わなくなりましたが、大体それですが、いわゆる防災同報無線というもの、それを加茂市も入れたら幾らかかるかなと。たしか6億ぐらいかかるということだったのです。ところが、その後エリアメールが出てきたものですから、ああ、これはエリアメールで十分じゃないかということで、加茂市は今専らエリアメールに頼っていると。まちの方々にポールを立てて、拡声機をめぐらすことはなくなったということでもあります。やはり限られた財源の中でいろいろな事業を市民の皆様のお幸せのためにやらなければならないものですから、その辺を考えますと、この防災同報無線関係はエリアメールに頼るのが、こ

れもう本当に安上がりですから、経費も全くかからないということでもありますので、そういう面でも非常に費用対効果は抜群でございますので、今それでやっておるということでございます。

以上でございます。

○3番（白川克広君） ありがとうございます。防災行政無線の関係についてなのですが、先ほど来出ております同報系防災行政無線、これが結局は市と住民とのやりとりで、加茂市が現在導入しています移動系防災行政無線、これはどちらかというところの対応ということで……（市長小池清彦君「中とおっしゃいますと」と呼ぶ）行政機関の中、県と市あるいは市の中というのが主な目的というふうに総務省の見解でもなっております。したがって、私の認識では行政防災無線というものはいろいろ利用価値があるということで、この同報系を想定しておりましたけれども、加茂市の場合は移動系がメインだということで、今ほどの答弁も有効に活用されているということで、6億の費用対効果を考えて場合、やっぱりエリアメールが一番ベターな方法ではないかというふうに思っております。

ちなみに、全国の設置状況、これは1年前のデータで申しわけありませんが、新潟県の場合ですと、30市のうち28市がいずれかの防災行政無線を設置しておると。その中で28市のうち同報系無線、これが19市、それから移動系無線、これが26市、ダブリも当然あるかと思えます。という設置状況から見ますと、やはり加茂市の選択も妥当ではないかというふうに判断するところでございます。今後もやはりそういったエリアメールをメインとして、同報系のアンテナ、スピーカー等々の設置は当面考えていないということよろしいわけでしょうか。

○市長（小池清彦君） エリアメールは、行政の内部のものではございません。加茂市の職員相互のものではありません。行政防災無線というのは範囲が広いので、加茂市の職員が災害で私なんかも含めて出たときに加茂市の災害対策本部と連絡をとる、それも防災行政無線でありましょうが、エリアメールというのはそういうためのものではなくて、市民一人一人に対して加茂市が連絡をするものがエリアメールになります。

それで、あと行政の中で大災害になりますと、私の方針は私が第一線へ出ると。そこへ中野顧問が必ず同行すると。それから、建設課長は市役所にいてくれと。課長の次の立場にある人が私に同行すると。それから、消防長は本部にいてくれと。消防署長が私に同行してくれと。それから、消防団長、副団長は適宜私と一緒にきてくれと。そうすると、団長さん、副団長さん両方おいでになることが多いですが、そういうことで私のいるところが防災対策本部だと思ってくれと、そういうやり方でございます。何か大げさな話ですが、連合艦隊と同じなので、連合艦隊司令部は、ふだんは横須賀なら横須賀にありますが、戦争になると司令部は旗艦に乗って前線へ出るわけです。同じようなものだなんていってちょっとオーバーな言い方ですが、やっておるのですが、そのときの私のところと、それからこちらの対策本部との、そのときは吉田副市長さんがそこに中心になって詰めておられることになるわけですが、連絡は、今はもう携帯電話です。もう携帯電話で全部処理できますので。しかも、優先順位の高い携帯電話が、3つが優先順位高くNTTがしてくれているものでありますので、それを使って連絡し合って極めて有効にやっておると。あと、市民との間はエリアメールであるということでございます。もちろん市民からいろいろ連絡があれば携帯電話なり、あるいは御自宅の電話なりで加茂市役所のほうの対策本部に市民の皆様方もそれで御連絡をとることができると、そういう体制でございます。

○3番（白川克広君） 先ほど私が言ったのエリアメールではなくて、移動系防災無線のことでお話しさ

せてもらったので、エリアメールはエリアメールで、それは別個でございますので。

それで……

○市長（小池清彦君） 移動系もあんなのは余り、今は役に立たないです。全部携帯電話でオーケーです。それをもしもし、どうぞとかなんとか言うているのは全然スピーディーでないし、もしもし、どうぞ、今度はこっち押して、はい、こちら何々なんていうのは余り有効でないですが、見ていると消防はあれ使ってかなり有効です。あれでやっています。一々携帯電話のあれで番号を押して、余り消防はやっていないみたいですが、そういうことでございます。

○3番（白川克広君） いずれにしても防災行政無線でございますので、有効にまた活用しなければならぬというふうに考えております。ちなみに、だから同報系を導入した場合、6億という先ほど話がございました。全世帯に云々というよりも、例えば庁舎の屋上にそういったスピーカー、拡声機を上げる、あるいはコミセンにそういった施設を上げる、小中学校に上げるというような形で、その地域に少なくともタイムリーに、今何があった、あるいはまたエリアメールでなじまないそういった前兆事案、特殊詐欺の前兆電話が、市役所の職員を語る前兆、警察職員を語る前兆事案、そういうのをタイムリーに、あるいは熊、猿の出没状況をタイムリーに、ペーパーで回せば半日あるいは1日かかるわけですけども、そういったのをどんどんエリアメールでもそれはできるかと思っておりますので、その辺の対応もまた考えていただければと思います。いずれにしても防災行政無線、市と市民を結ぶ非常に重要なラインであろうかと思っておりますので、今後もエリアメールだけにとらわれず、いろんな有効な対応があればどんどん取り入れていただいて、行政による市民サービスの充実に役立てていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○市長（小池清彦君） このエリアメールですけれども、あれ携帯電話が鳴るのです。7.29の平成23年のときは、市民の皆様からもしょっちゅう携帯電話が鳴るので、全く参ったといううれしい悲鳴のようなものをいただきました。それくらい有効なものだと思っております。

○議長（山田義栄君） これにて白川克広君の一般質問は終了しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 1番、三沢嘉男君。

〔1番 三沢嘉男君 登壇〕

○1番（三沢嘉男君） 皆さん、こんにちは。1番、公明党の三沢嘉男です。このたびの3月定例会でも一般質問させていただきます。今回は、地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援について御質問させていただきます。

現在、現役世代の不就労者、ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負

担となってきております。そのことから各地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められます。厚労省では、ひきこもりをさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態と定義し、それが約26万世帯に上ると推計しています。また、近年ではひきこもりの高齢化も進んでおり、全国ひきこもりKHJ親の会の調べによると、引きこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向。最近では、一旦社会に出てから挫折したことでひきこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけている。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなってしまうとのことです。問題は、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子供が社会復帰できない、または不就労の状態が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることだと思います。そこで、厚労省ではひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐことを事業内容としたひきこもり地域支援センターを各県の都市部に設置するとし、新潟県は県庁障害福祉課内に設置されています。また、昨年4月に施行した生活困窮者自立支援法では、その目的について生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるとしており、この事業は加茂市も昨年開始し、利用者もあることから、有効的に行われているものと思います。

こういった自立支援事業は、そのほかにも各自治体でさまざまな取り組みが行われています。秋田県藤里町では、平成17年度地域福祉トータルケア推進事業を福祉でまちづくりとして地域福祉の推進に取り組んできました。平成22年度には、在宅のひきこもり者、不就労者等を対象に支援する人もされる人もともに集える場所として福祉の拠点「こみっと」をオープン。毎年「こみっと感謝祭」を開催しており、障害や年齢に関係なく地域交流の場として200人以上が参加しています。また、社会福祉協議会が事務を務めるシルバーバンク事業は、既存の福祉制度では応えられない地域住民のニーズに対応しています。そこに在宅のひきこもり者や精神障害者等が登録する「こみっとバンク事業」が誕生。課題を抱えた若者がシルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を超えて支え合う地域づくりにつながることを目指しており、高齢化の進む地元地域において「こみっとバンク」の必要性は着実に増加していると評価されています。地域の作業依頼に応えることで、ひきこもり者、不就労者、障害者等の社会参加の機会として地域住民とともに支え合う地域づくりへ貢献することができるよう取り組んでいます。そんな中、平成23年にひきこもりの実態調査を独自で行い、15歳から55歳の町民1,293人のうち113人が長期不就労状態でひきこもっていることが判明。その割合は8.74%に上り、半数以上は40歳以上であることもわかり、ひきこもりの高齢化が明らかになりました。地元地域の現状を知ることは非常に重要で、知ることで立てられる対策も多くなると思います。このような取り組みは、ひきこもり、不就労者が社会復帰する前段階で地域住民とともに地元で貢献できるような仕組みや施設づくり、就労応援につながっているとと言えます。

そこで、幾つか御質問いたします。まず、ひきこもり者の把握状況についてです。地域活性化の一助となる地元地域でのひきこもり者の社会復帰支援は、加茂市でも必要なことと思います。まずは、現状を知ることが重要と思いますが、加茂市では現状の把握はできていますでしょうか。できていましたら義務教育課程段階の子供で何人くらいか、また藤里町のように15歳から55歳では何人くらいいらっ

しゃるのか教えていただけますでしょうか。もし把握できていないようでしたら今後の調査は必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、ひきこもり若年層の支援体制について質問いたします。ひきこもりは、広い意味で心の健康の問題と捉えることができ、ひきこもりの長期化は家庭関係のねじれ、深まる本人の挫折感あるいは就学、就労などの社会復帰の糸口、チャンスの減少などを招き、ひきこもりからの回復をより一層難しくする傾向があり、問題視されています。しかも、多くのひきこもりが10代から20代半ばに生じている傾向にあることから、早期発見、早期支援の必要性が重要視されているところであります。現在の加茂市も義務教育課程においては教育委員会や適応指導教室やすらぎルームなど幾つか支援できる体制がありますが、義務教育終了後の高校生年代以降の支援は乏しいと思います。そこで、適応指導教室を高校生年代向けにも拡充し、人との交流の場、学ぶ場、社会に貢献する場としてサポートすることを考えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、就労支援について質問いたします。先ほども申し上げましたが、ひきこもり者本人とそれを抱える親の高齢化が問題となっています。ひきこもりの長期化は、それ自体が高齢化につながり、自立も就労も困難になってくることから、生活困窮世帯になる可能性が高くなります。このような状況をつくらないためにも早期支援から連続した就労支援が重要となります。しかしながら、加茂市単独では充実した支援は難しいと感じます。近隣市町村やNPO法人、企業など横のつながりで協力体制をとりながら行う必要があるかと思えます。そこで、現在の加茂市の就労支援体制はどのように行われているのか、藤里町のようにシルバー人材と連携する支援体制を考えてはどうか、市長の御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

また、現在近隣市町村やNPO法人、企業などとの連携が整っていないようでしたら、今後は連携の必要性も増してくると思いますが、あわせて市長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

以上、壇上の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

厚生労働省は、ひきこもりをさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態で、原則として統合失調症を除くと定義しております。この社会的参加の説明として、義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊、こういうものを社会的参加と、こう言うております。厚生労働省の調査における推計では、ひきこもり世帯は0.56%で、全国の総世帯数にこの率を乗じてひきこもり状態にある世帯は約26万世帯と推計しています。加茂市も平成28年3月末住民基本台帳世帯数1万290世帯にこの率を乗じて推計しますと58世帯となります、ひきこもり世帯が。

初めに、ひきこもり者の把握状況についてであります。義務教育課程段階での子供で何人いるか、また15歳から55歳で何人くらいか。把握できていない場合、今後の調査が必要と思うが、どう考えるかという御質問であります。義務教育課程段階での該当者はありません。また、15歳から55歳では何人かというお尋ねですが、調査は行っておりませんが、相談などを受け、把握している人数は7人あります。今後調査を行う必要があると思うが、どう考えるかとの御質問であります。ひきこもりについては何分御本人あるいは御家族のプライバシーにかかわる重要な問題であります。そのため御相談

を受けてからの対応がよいものと思いますし、積極的に調査するものではないと考えております。

次に、義務教育課程では教育委員会や適応指導教室など支援できる体制があるが、義務教育終了後の高校生年代以降の支援は乏しいため、適応指導教室を高校生年代向けにも拡充し、人との交流の場、学ぶ場、社会に貢献する場としてサポートすることを考えてはどうかという御質問であります。適応指導教室は、あくまでも義務教育に通う小中学生を対象としており、現在勤労青少年ホーム内で開設しておりますが、スペースに限りもありますので、従来どおりの対象者としたいと考えております。高校生につきまして、基本的にはそれぞれの高校で対応していただきたいと考えております。一方、市の施設としては機能訓練センター内にやまびこ作業所があります。精神障害者の方を初めさまざまな方においていただき、集団での活動を通して規則正しい生活を身につけ、自立、就労を目指しております。今後も高校生以上の年代の方はやまびこ作業所へおいでいただき、社会復帰、就労への足がかりとしていただきたいと考えております。

次に、就労支援についてであります。ひきこもり者本人とそれを抱える家族の高齢化が問題となっており、ひきこもりの長期化は自立も就労も困難になり、生活困窮世帯になる可能性が高くなるため、早期の就労支援が重要になるとのことであります。本人が家にいたいと言うのを無理に連れ出すわけにはまいりません。無理に就労させなくても、精神の病気も含め、障害のある人には障害年金もありますし、そうでなければ生活保護で手厚く援護することもできます。もし本人が就職を希望するのであれば、福祉事務所で話を聞いた上で、ハローワークにはなかなか就労に結びつかない人たちを支援している就労支援担当者がおりますので、そちらを紹介することもできます。また、新潟県にもひきこもり地域支援センター、これが新潟県精神保健福祉センターの中にあります。このひきこもり地域支援センターがあり、ひきこもりにかかわる相談を受け付けておりますので、そちらを紹介することもあろうかと思えます。

また、議員がお示しの秋田県藤里町では、ひきこもりの人たちが登録する「こみっとバンク」と、それからシルバー人材センターのようなものだと思うのですが、シルバーバンク、「こみっとバンク」とシルバーバンクとが連携し、お食事どころの運営や特産品工場での労働、また自動車の運転や事務、農作業、庭木の手入れ、ペンキ塗り、宛名書き、介護などを協同して行うことにより、ひきこもっている人たちが高齢者の持つ技術の伝承や生き方を学ぶということに取り組んでいるようであります。それを参考に加茂市もひきこもり者の社会参加の機会を提供する支援体制を考えてみてはどうかのことであります。秋田県藤里町では15歳から55歳の町民1,293人のうち113人がひきこもりによる長期不就労状態で、その割合が8.74%に上るとのことです。厚生労働省では、ひきこもりは世帯数の0.56%であると推計しておりますので、この人口の8.74%という割合は異常であります。いわゆるひきこもりの問題というよりは、単に就労の場が不足しているだけではないかと推測されますので、加茂市としては参考にできないのではないかと考えます。加茂市では、今までどおりひきこもり者に対し、無理に就労させず、生活に困っているのであれば障害年金や生活保護で手厚く援護していきたいと考えております。

以上、とりあえず御答弁申し上げます。

- 1番（三沢嘉男君） 御答弁ありがとうございます。まず初めに、加茂市での把握状況ですけれども、これは義務教育段階の子供は該当者がありませんということですが、これは今適応指導教室があ

りますけれども、そこと、あと学校教育課、こういったところとの連携の上で多分出ている数字だと思うのですが、実際そういう適応指導教室に行けていないという子もいないということではよろしいのでしょうか。

○市長（小池清彦君） そういうことだよ。いないのだよ。（「行けていない子は1人います」と呼ぶ者あり）1人。ちょっと答弁してください。

○教育委員会学校教育課長（首藤和明君） いわゆる不登校と言われるようなお子さんの中で適応指導教室に通っているお子さんと、勧めてはいるけれども、適応指導教室にはまだ通っていないというようなお子さんもいます。ただ、厚生労働省でいうひきこもり6カ月以上外に出ることもなくというような形のお子さんはいないと。外出もしておりますし、学級担任が訪問して会ったり、それから友達と遊んだりもしておりますので、このひきこもりに該当するというお子さんはいないという意味でございます。

○市長（小池清彦君） 学校へ行かないだけで、ひきこもってはいないということね。（教育委員会学校教育課長首藤和明君「はい、そうです」と呼ぶ）結構楽しい人生かもしれないけれども、それ考えますと、別にひきこもっているわけじゃないわけですから、学校へ行かないだけですから、私なんか魅力を感じないわけではありませんが、そういうことだということでございます。今その人、中学生、小学生。（教育委員会学校教育課長首藤和明君「中学生です」と呼ぶ）中学生、何年生。（教育委員会学校教育課長首藤和明君「3年生で、先日卒業いたしました」と呼ぶ）卒業した。ちょっと済みません。続けて申しわけありませんが、私はいずれ治るでしょうと答弁しようと思ったのですが、治らないうちに卒業しちゃった。じゃ、高校も行けませんね。しかし、引きこもってはいない。別に精神的障害があるわけではないわけですね。（教育長殖栗敏夫君「はい、ありません。保護者とも大変に緊密に連絡はとれておまして、今後高校を目指していきたいんだということを御家族で話し合っ……」と呼ぶ）これからね。（教育長殖栗敏夫君「今は、まだうちの子はそのタイミングにない……」と呼ぶ）ちょっとそれ答弁してください。

○教育長（殖栗敏夫君） ただいまのケースは、プライバシーに関する部分でもございますので、そう多くを語ることもまたどうかと思う……（市長小池清彦君「いやいや、精いっぱい語ってください。大事なことだもん」と呼ぶ）いろんな例えばお店などにも行っておりますし、そして学校にもこの3年間行ったこともありますし、それから三条のお祭り、大きな祭りありますけど、それに友達と行ってきたとか、そういうこもっているということは全くなくて、市内のお店にも友達と行ったりしているということもあつて、ただ将来にわたっても保護者とも学校はすごく緊密に連携はとれておまして、将来、また来年あたり、今うちの子はまだそのタイミングにないと両親ともお考えで、もう少し待って高校も目指したいと。そのときにはまた教育委員会も応援して、そして調書等も作成してその時期を待ちたいというようなことで、家族でお考えになってそこを判断されていますので、強く強制的な面を出すことにはいかないということで、ただ本人は明るく過ごしているということでございます。

以上でございます。

○市長（小池清彦君） エジソンなんかもそうなのです。学校へ行かないし、行っていないわけです。学校へ行くと、なぜ1足す1は2か先生に教えてくれと言うものだから、もう先生も参っちゃって、あなたのお子さんは大分おかしいということで先生も相手にしないと。それで、お母さんが立派な人で、うちの子はそんな子じゃないと。私が教育すると言って、教育したのです。そういうお子さんであれば、

精神的な障害がある場合は、これは大変だと思いますが、そうでないお子さんであれば、やがてしかるべくなくなっていかれるのだろうという気はいたします。それに対して市がいろいろな面で十分御支援をするということは、これは大事なことだと思います。まだ高校生になっていないわけです。だから、中学を卒業したからというて、中学生の延長でございますから、やっぱり市のほうで、もし暴れるような子供だと、これ困りますが、そうでないということであれば勉強の面倒を見てさしあげるとか、その御家庭が家庭教師か何かつけられる御家庭でしょうか。(教育委員会学校教育課長首藤和明君「可能だと思いますし、塾へ行くというような話も」と呼ぶ) 塾のほうへ行くと言っている。(教育委員会学校教育課長首藤和明君「というような話をしていちゃいます」と呼ぶ) そうですか。そうすると、今はやりの塾へ行かれば高校は入学できると思います。いろんな面で、今教育長、それから学校教育課長のほうでしっかり面倒を見ておるようでありますので、しっかりと市としては面倒を見てさしあげて、そしてやがて高校へも行かれば、大人になられたら大変立派になれるんじゃないかなという感じはいたします。

○1番(三沢嘉男君) 実際今のひきこもりの定義からいけば外れますけれども、そういう方がいらっしまったということで、正直やっぱり中学生までしか適応指導教室に通えないという状況なので、本当にそこで自立できる状況にあるのかどうかというのも大変重要で、今のお話にあったように、やっぱりその後もちょっと経過を見ながら対応していってもらえるということは本当にありがたいことだと思いますし、またその子が仮に高校生になったとして、ただ高校生になったからといって、またそこも安心できる部分ではないと思うのです、親の立場から考えると。なので、そういったところも高校生になったから、大丈夫だという形ではなくて、そこからまたさらに今度就労にもつながる支援というのも必要になってくると思うのですけれども、そういったお考えはどうでしょう。教育長でも。

○市長(小池清彦君) 高校へ入ってしまうと、やっぱりその高校のほうで面倒を見てくださるということが主眼になります。加茂市としてさらに、もちろんつながりを持つことはいいと思うのですが、加茂市がそこまで面倒を見るということはマンパワーの上からもなかなか難しいのだろうと思います。そこから先は、もう立派に高校へお入りになったので、まず心配ないと思います。そんなふうに思います。

小学校とか中学校時代のひきこもりというものは、私は大局的に見て余り心配要らないのだと思っております。問題は、青年期に達したところからの精神的な障害、こういう方々をしっかりと面倒を見てさしあげることが大事だと思っておりますが、精神障害のある方に、ほら、おまえさん、頑張っって職を得て就労せよというやり方には私はもともと反対なのです。そういう方は、御自分が望んでいるわけでないのに、そういう障害を持ってしまわれたのです。こういう方々は、知的障害者の方もそうなのですけれども、国や市が全力を挙げて御支援すべき方々なので、自立しなさいとか、職を得なさいとか、そういうことでなくて、障害者年金とか、あるいは生活保護とか、そういうことでしっかりと面倒を見てさしあげべきであると。現実を見ると、私は本当そう思います。現実を見て、この方々に就労せいと言っても無理だなというふうに感じます。そのことを御答弁でも言うているわけでありませう。

○1番(三沢嘉男君) 確かにこういう方たちというのは精神的にも非常に弱い部分もありますから、無理やりという意味合いで私も質問はしておりませんので、それは御本人と、また家族との連携の中で進めるべきだと、そう思っております。

○市長(小池清彦君) ただ、誤解なきようお願いしたいと思いますのは、どうしても手に職つけたい

という方を、いや、おまえさん、そんなことしなくてもいいと。十分面倒を見るから、楽しくやりなさいと、あくまでもそういうことを言うているわけじゃありませんで、そういうことが必要な人は、それはハローワークともよく相談して十分御支援申し上げるわけでありますが、こっちのほうから、おまえさん、もう手に職つけろと、引きこもったり、ぶらぶらしたりしているなどというような言い方を精神的な障害のある方に申し上げるのは酷であると、そう申し上げているわけであります。

○1番(三沢嘉男君) そうしましたら、今義務教育課程のお話でしたけれども、それ以外、義務教育を終了してからの方で把握している人数というのが7人ということでありますけれども、これはどういった形で調査されてこの人数が出てきているのでしょうか。

○健康課長(車谷憲繁君) 7名ですが、これにつきましては健康課のほうに御家族の方から御相談があった方ということで、それで相談によりまして御本人に面談できれば御家族、御本人に面談しますし、御本人にも会えないような場合もありまして、つなげられる場合は医療につなげられますし、御本人にも会えないような場合ですと、そこまでもなかなかつなげられないというような場合があったりします。

○市長(小池清彦君) この点で健康課長並びに保健師の皆さん、さらにその他の関係している職員、まことに立派でございまして、本当にそういう方の面倒をよく見ておって、私も大変感心しているところでもあります。そういう方々、精神的障害のある方々あるいは程度が深い方もあるし、浅いというか、薄い方もあります。程度はいろいろあると思いますが、非常によく面倒を見ておりますので、大体健康課のほうで保健師の皆さんを中心に、もちろん課長、それから補佐も一緒になって、あるいは係長も一緒になって面倒を見ているということでもあります。また、そういうふうにしてくれと私が申ししております、どうしても精神障害の進んだ方とまだそうでない方もおられるわけですが、全部一緒に広く面倒を見てやってくれと言うて私はおりまして、その辺は健康課で面倒を見るしかないのです。ただ、福祉事務所のほうも関連が出てくる、そういうところは福祉事務所のほうも面倒を見てさしあげていると、そういうことでもあります。

○1番(三沢嘉男君) この相談を受けて把握しているということですので、御答弁にもありますように、積極的に調査したものではない数字だということ認識しますが……

○市長(小池清彦君) そこは、大体全部把握しています、健康課は。まず把握しています。私なんかも巻き込まれたりすることあるのですが、全部把握しています。

○1番(三沢嘉男君) ということは、全部把握しているということになると、今現在加茂市でこういうひきこもり状態にある人、15歳から55歳ですけれども、7人というこの人数ということになるのでしょうか。

○市長(小池清彦君) やまびこ作業所へ来ている人は7人じゃありませんよね。だから、そういう方々は除いて、やまびこ作業所へ来ない人じゃないの、7人というのは。ちょっと答弁してください。

○健康課長(車谷憲繁君) やまびこ作業所は、登録者で21名ほどおりまして、あと先ほど申し上げました7名の方たちは、やまびこ作業所に通えそうな方にも紹介はしているのですが、結局はちょっと通えないという、やっぱり症状が重たかったりするような状態にありまして、この7名の方で通っている方はございません。

○市長(小池清彦君) それから、さらに重度の方がおられるわけです。やまびこ作業所よりももっと重

度の精神障害の方もおられるわけです。そういう方は、精神病院のほうで面倒を見てさしあげていると。そうすると、問題は精神病院をこれはなかなか回復してきたじゃないかというので、退院してくる方もおられるわけですが、そういう方の中にまたぶり返しているわけです。なかなか大変で、そういう人は。やっぱり病院のほうへ行っていただかなければならないそういう状態になっています。その辺も健康課のほうでしっかり面倒を見ています。場合によっては、警察とか保健所とも一緒になって行動することもありますけれども、そういうふうに健康課が全部面倒を見ていますという状況でございます。

○1番（三沢嘉男君） そのやまびこ作業所に行けていない方が7人、そのほかにもっと重度の方がおられるということでもありますので、7人のこの方の御本人は仕事をしたいという意思があるけれども、行けないという状況であれば、やっぱりこのやまびこ作業所だけでなく、例えば一般企業にちょっと見学に行ったりとか、また就労体験みたいなことをしていただくとか、何か次の仕事につながるような働きかけということはなさっていますでしょうか。

○市長（小池清彦君） そういう方がおられれば、ハローワークのほうの専門家いるわけですから、連携とってやるという、そういうことではありますが、なかなかそういう方はおられないのだと思うのです。そもそも我が身になって考えても、自分がやっぱり精神障害がある場合に、とつても仕事なんかする気になりません。そういうことだと思うのです。だから、重ねて申し上げますが、余りそういう方々に手に職つけろと言うのじゃなくて、それは本人の責任でないのですから、精神障害を生じたということは。いろんな今までの環境とか、その他のもろもろのことが積み重なってそういう状況になってしまったのだから、そういう方に対しては障害者年金とか生活保護で加茂市がしっかり面倒を見てさしあげるべきであるということ加茂市は対応しておるということでありまして、ほかの市町村はそうでないかもしれません。そんなものはやれないと。おまえさん、手に職つけて働けと言うている市町村もあるのじゃないかなと思いますけれども、それは人道に反することであるというふうに私は思っております。だから、やまびこ作業所で、それからもちろん健康課とやまびこ作業所で全て面倒を見てさしあげて、それよりもっと重度の方は精神病院です。それ以外の方は、おうちでずっとおられるのであれば障害者年金とか生活保護でしっかり面倒を見てさしあげて、人生を精いっぱい安楽に送っていただくということに今しているわけでありまして。

○1番（三沢嘉男君） そうしましたら、次に特にこういうひきこもりになられる方というのは、先ほども言いました精神的な部分も大きく影響している部分があるとお話ししましたけれども、こういう方たちが社会に復帰できる近道というか、確率が高いというのが早期にそういう状態を発見して、早期に支援していくということが重要であると言われてはいますけれども、当然本人の意思とか、両親の考え方とか、さまざま問題はあろうと思うのですが、こういう早期支援というのがやっぱり重要と言われる中で、加茂市として把握するのも相談に来る方の把握しかできていないということなので、早期発見、早期支援に向けて、例えばなのですけれども、民生委員の方とかとの協力でそういう方たちを、今後のことなのですけれども、今現在はあれですけれども、今後また新たにふえる可能性のあるこういったひきこもりの方に対しての早期発見、早期支援ということで、民生委員とかそういった方たちとの協力体制の上でやっぱり行動していくべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○市長（小池清彦君） この本人、親御さんのほうから何も言うてこないのに、こっちから出かけていって何か言うたら、何ですか、うちの子がそんなおかしいのですかなんて言われるのが関の山です。そん

なに介入していくわけにいかないです、理屈をつけて言えば。したがって、余りこっちははじけていくわけにはいきませんが、しかしおのずから市と関係ができてくるのです。そういう方々をいろいろな手段を講じて市は面倒を見てさしあげているということでもあります。民生委員も大変でございます。本当に大変です。全くほとんど報酬なしですから。報酬なしなのに、毎日毎日本当に大変な状況にあります。民生委員の御協力も十分いただいて、健康課、そして福祉事務所があります。そういう一体の体制で今やっているということで、私は全体として加茂市はやっぱり日本一の福祉のまちを標榜しておりますので、うまくいっていると全体としては思っております。

○1番（三沢嘉男君） 民生委員の方は、本当に大変なお仕事されている中であれなのですけれども、地元根づいているという意味でも、直接面と向かってひきこもりの方ですかという聞き方はしないと思うのですけれども、やっぱり地域にいる以上は何かしらいろんな情報もあると思いますし、そういったことも念頭に入れてまた民生委員さんとの協力も深めていったらいいのではないかと思います。

○市長（小池清彦君） それで、あと区長がいるのです。区長、民生委員は区の中に、端的に言うと、そういうふうな人は誰か全部わかっています。ただ、そういう中で特に自分は職業に、職業というか、仕事をする気はないと、1日気ままにやっていたいと、そういう人物もかなりいるわけです。また、そういう人物を雇おうとする会社もないわけです、正直言うて。そういう人たちは、やっぱり市がしっかりと経済的に困ることがないように見張っていなきやいけない。そういう人たちの中にも、いつでも生活保護内で面倒を見るから、言うてきなさいと言うても、来ない人もいるのです。いや、いいですよと言うて。それで、日々気ままに暮らしている人もいるわけです。そういう人にあえて徳川時代の無宿人か何かを捕まえて仕事をさせるような、そういうことはやめたほうがいいと、そんなふうに思います。

○1番（三沢嘉男君） 確かにそういった強引に事を進めるとするのは、決して私もそれをいいと思っっているわけでもありませんので、ただそういった地域に根差している民生委員さんとか区長さんなんかは、やっぱり地元の情報というのは非常に詳しいところを把握されている方だと思いますので、情報としてそういうことを市として把握しておくことは必要かなと思いましたが、そういう意味で言わせていただきましたけれども、あと最後にちょっと1つ質問ですが、今三条のものづくり大学内に若者とかの就労の支援をサポートしている三条地域若者サポートステーションというものがあるのですけれども、これは三条地域ということで行っているのです、加茂市も当然連携をとれる状況にありますが、こういったところと協力した就労支援とか、また先ほど言った会社見学とか就労体験とか、そういったこともやられているところらしいので、こういったところでもっと幅の広い対応ができたりすれば、もうちょっとひきこもりの御本人とか家族にしてもいろんな視野が広がっていいのかなと思うのですけれども、こういった点は、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（小池清彦君） まだそれどういうところなのか、それつくっている主体は三条市なのか新潟県なのか、その辺もまだよくわからないのですが、そういうところの支援を仰ぐ必要があればケース・バイ・ケースで支援を仰ぐと、仰げるのであれば。それは、いろんな手段があるわけですから、そういうことをするのもやぶさかではないと思っております。

それはそれとして、今一番福祉事務所も健康課も大難儀にするのは人に迷惑をかける人なのです。これが大変なのです。例えば痴呆で物すごく隣近所に迷惑がかかると。精神がひどい状態になると、常識で考えられない状態ですから。そういう人をちゃんと特別養護老人ホームとか精神病院とか、そこへ連

れていかないと社会の中大変なことになるわけです。そっちのほうが今一番福祉事務所も健康課も日々大変な状況にあるというふうに見ております。ただ、それはまた別の話でございます。今のお話は、そういうことでございます。

○1番（三沢嘉男君） 実際この若者サポートステーションのところにも加茂市から何名かいろいろ相談を受けたり、支援したりということをやられているようですので、やっぱりこういった三条地域として活動しているところですので、本当に幅広くできると思いますけれども、実際私もそこまで詳しい内容はわかりませんが、過去には加茂市にも出張所みたいな形で設置させてほしいなんていう話をしたときに1度断られている、今はそういう必要性がないということで断られたということですので、やっぱりそれから8年、9年たっているわけですが、状況が変わっているようでありましたら、こういったところともしっかり連携がとれて、そういう方たちに、やっぱりその御本人が社会に復帰できることが一番だと思いますので、そういうところとの連携も深めながらまた進めていけたらと思っていますので、そういったことも要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○市長（小池清彦君） 済みません。今の組織のことは聞いたことある。（福祉事務所長青柳芳樹君「私は、聞いたことがあります、断ったとかなんとかというのは私ですか」と呼ぶ）いやいや、どこがつくっているの。県がつくっているの、それとも……（福祉事務所長青柳芳樹君「いや、そこまで私も詳しくはないです」と呼ぶ）三条市がつくっているの。（福祉事務所長青柳芳樹君「いや、そういうところではない」と呼ぶ）三条地域だから、県だろうね。（福祉事務所長青柳芳樹君「NPOか何かだと思うんですけど」と呼ぶ）NPO。（福祉事務所長青柳芳樹君「いや、はっきりわかりませんが、多分そういう市でも県でもないです」と呼ぶ）どういうものかよくわからんと言うておりますので、それをしっかり調べる必要があると思います。いろいろ調べなきゃいけません、いろんなNPOありますから。田上町と加茂市で端的な言葉で言えば追い出しにかかって、出ていっていないNPOありますから。ダルクについては、要するに麻薬の患者であった人たちの更生施設ということで、それが田上へ来たのです。それで、もう田上町で猛反対やって、加茂市も一緒に猛反対やってくれということで私も猛反対やったら、ダルクの一番中心やっている人が元外交官で、加茂市と出自的に関係のある人で、その人が怒って私に手紙をよこして、自衛隊は憲法違反であるという手紙をよこしましたが、物すごいです。何でダルクと、私が防衛庁の出身って知っているから、腹いせに、私がダルクを反対したものだから、こっちに来ることに。もっと別ないいところあるでしょうということで反対したものだから、怒ってそんな手紙をよこしましたけど、それ1つとってみても大変で、じゃそのダルクの施設が本当に何にも問題を起こさないかという、やっぱり万引きした人その中から出ましたから。なかなかそれ1つとってみても難しいのです。だから、NPOだから、何でも加茂市へ入ってきて、はい、自由にというようなわけにも、慎重にやらないと、行政ですから。もし万が一何か変なことが起きた場合に全責任を行政が負うことになりま

すから、そこはやっぱり慎重にやらなければならないということだと思います。

○議長（山田義栄君） これにて三沢嘉男君の一般質問は終了しました。

2時15分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 7番、滝沢茂秋君。

〔7番 滝沢茂秋君 登壇〕

○7番（滝沢茂秋君） 皆さん、お疲れさまです。7番、大志の会所属、滝沢茂秋です。これより平成29年加茂市議会3月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は大きく2点、雪害対策について及び介護事業に関する事柄についてであります。通告の順に従って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問の第1点、雪害対策について伺います。初めに、消雪パイプの老朽化による機能不全と渇水による排水停止に関する問題についてであります。加茂市では、消雪パイプ布設についてはほぼ新設を行わず、既存の消雪井戸施設を利用しながら、その機能が十分に発揮できるよう維持管理に努めるというのが基本的な方向性となっています。しかし、近年は消雪パイプの老朽化に伴い、点検作業を行っても十分な機能を果たすことができず、大雪の際に地域の幹線道路が雪の影響で通行不自由となる事態が発生しております。また、井戸水の不足により稼働中に渇水するといった例も各所で見られるようであります。本格的な冬の時期を前に建設業者による消雪パイプの点検作業が行われており、事前にパイプの清掃や調整が行われておりますが、残念ながら抜本的な問題解消には至らないのが現状であります。

そこで、伺います。第1に、今後の消雪パイプの新設事業についてのお考えをお聞かせください。

第2に、十分な機能を果たせなくなっている消雪パイプ布設箇所について、当局の確認している概況をお聞かせください。

第3に、冬期間に渇水することのある消雪井戸施設についても同様、その概況をお聞かせください。

第4に、当面の対策として市内各区において除雪対策連絡所となっている各区長など地域の方から御協力をいただきながら、消雪パイプからの放水量不足や渇水時に対応できるよう事前に連絡を受ける取り決め等の連絡体制を整えてはいかがでしょうか。1つの例を挙げさせていただきますが、ことし1月中ごろに発生した大雪の際に消雪井戸の水量が低下し、渇水ランプによる警告点灯が見られたものの、市当局への通報がおくれたため、通行不自由となる幹線道路がありました。このときには、建設課職員が市内全域で混乱が生じている中、時間をつくって市内循環した際に確認して対応していただけたようではありますが、市と地域の区長等とが事前にこのような可能性を認識し、いざというときには連絡をとるよう申し合わせをしておけば情報の混乱を回避し、迅速な対応が図れるのではないのでしょうか。

第5に、冬を前に行われる除雪対策会議において市内一円の除雪箇所が示されますが、その際に不調となっている消雪パイプの道路についても当面の対策として除雪対象に加えてはいかがでしょうか。そもそも消雪パイプが布設されるのは、その道路が主要幹線で通行量が多い等需要度が高いからであり、その機能が十分に果たせず、通行が不自由になるのは近隣の生活に支障を来すことにつながります。改修が現状難しいようであれば、当初から除雪対象としてその対応に当たるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、通学路の除雪について伺います。小中学校の通学路及び歩道の早朝除雪については、毎年各学

校から要望が上がっておりますが、市としては安全が確保できるようにしたい旨の説明はあるものの、実際には建設業者の数や機械が限られており、幹線道路等の優先順位の兼ね合いもあり、難しいと回答されています。確かに児童生徒の通学時間前に除雪を行うことは、回答のとおり人員的に限界があり、私も一定の理解を示すものであります。ただ、積雪により歩道が失われ、やむなく児童生徒が車道を通行しなければならないといった危険な箇所があるのも事実です。そういった危険を確認して、地域によってはボランティアの方々が善意で歩道の除雪を行ってくださっています。私は、特に各学校の中で徒歩通学する児童生徒のための歩道除雪については、安全確保の観点から早朝除雪を行うべきと考えます。

以上を踏まえ、質問いたします。第1に、各学校区で徒歩通学する児童生徒のいる範囲内において、要望にある歩道の早朝除雪が行われていない箇所が実際にどの程度あるのかという調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。なお、もしそういった調査が既に行われているならば、その状況をお聞かせください。

第2に、建設業者及び除雪機械の数が限られているため、ボランティアに頼らざるを得ないという状況を勘案し、区を通じて歩道除雪用の小型機械の助成制度などを設けてはいかがでしょうか。このような制度、歩道用除雪機械補助金交付事業は県内の複数自治体で行われております。事業主体を区として歩道用除雪機に対し、20万円程度の助成もしくは規定額まで2分の1を助成するというものが多く、一定の効果を上げております。加茂市においても不足する人員、機械に対応する策として設けるべきと考えますが、この件につきましてのお考えをお聞かせください。

次に、1月中ごろに発生した豪雪による果樹被害についてであります。1月13日から数日にわたり発生した豪雪により、加茂市内の果樹産地である須田地区、西地区を中心とした地域で果樹棚が倒壊したり、支柱が折れて幹が裂ける等の被害が発生いたしました。加茂市の農林業において、果樹栽培は主要農産物の1つであります。日ごろから市の特色としてもアピールしている貴重な産業ですので、今回の被害への対策は地域の価値を維持していく上で不可欠なものと思われまます。

以上を踏まえ、質問いたします。第1に、今回の大雪による被害の状況をお聞かせください。

第2に、今後の復旧について市として行う支援事業についてのお考えをお聞かせください。

続きまして、大きな2番目の質問として介護事業に関する事柄について伺います。2014年6月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合確保法は、介護保険法や医療法など19の法律を一括して改正するもので、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うことを趣旨としており、この法律により介護保険法が改正されております。今回は、この法改正を踏まえ、介護事業に関して加茂市の今後の取り組みや見解等について伺いたいと思います。

初めに、加茂市の地域包括ケアシステムに関する事柄について幾つか質問いたします。団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため厚生労働省は高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みながら地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活

支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

そこで、伺います。第1に、地域包括ケアシステムについて市長の見解をお聞かせください。

第2に、加茂市では地域包括支援センターの役割を加茂市介護・看護支援センターが担っておりますが、介護事業全般を市が中心となって行っている現状から考えると、今後のマンパワー不足が心配されます。人材の確保とそのサービスの維持、向上等、今後の取り組みについてお聞かせください。

第3に、全国的に認知症高齢者の増加が問題として掲げられており、これについても地域包括ケアシステムの構築が重要であると言われております。現状、そして今後の加茂市における認知症高齢者への対策についてお聞かせください。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みについて伺います。これまで介護保険の給付費から全国一律で提供されていた訪問や通所の介護予防サービスが市町村事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。内容としては、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものであります。加茂市では、要支援1から2の訪問介護、通所介護と介護予防事業について平成29年度よりこの新しい総合事業に移行することになるかと思いますが、その概要についてお聞かせください。

以上で私の壇上からの質問を終了いたします。なお、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

初めに、雪害対策についてであります。消雪パイプについての御質問の第1点目、今後の消雪パイプの新設事業についてであります。現在市道の消雪施設として消雪井戸102カ所、消雪パイプ38.1キロメートルを維持管理しております。私も着任以来、これは大変でございました。毎年毎年精いっぱい、一生懸命出して、しかも国のいろんな制度を一生懸命利用しながら、かれて出なくなってきた、古くなった井戸の掘り直し、それから管の布設がえ等々一生懸命やってきました。もちろん新しく布設したところもあるわけでありまして、市道の消雪施設につきましては、平成17年度より主要な路線を中心に国の地方道路整備臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、社会資本整備総合交付金を活用し、消雪機能が低下している消雪施設について毎年約1,000万円規模の事業費を投入して井戸の掘りかえや消雪パイプの布設がえを行ってきました。平成17年度より今年度までの12年間に井戸の掘りかえ13カ所、消雪パイプの布設がえ15路線、17カ所、延長1,561.4メートルを行っております。その間の事業費につきましては、全体事業費が約2億700万円、財源内訳は交付金が約1億3,000万円、起債が約7,100万円、一般財源が約600万円であります。起債の交付税算入を含めると、国費は約75%の1億5,500万円、市費が約25%の5,200万円であります。この辺苦勞して、なるべく国の金を使うようにしてまいったわけでありまして、起債の償還期間は、平成17年度につきましては10年、うち据え置き2年、それ以外の年度につきましては20年、うち据え置き5年であります。特にアベノミクスの大型補正により、平成25年度に事業費7,247万9,000円で13路線、延長1,336.8メートルの消雪パイプの布設がえと井戸の掘りかえ1カ所を行いました。財政状況の厳しい中で、今までこのように鋭意消雪パイプの整備に努めてまいりました。今後につきましても毎年約1,000万円規模の事業費で消雪施設の更新を行ってまいりたいと考

えております。平成29年度につきましては、国の社会資本整備総合交付金、この中の防災・安全交付金、これを活用して老朽化により漏水が発生し、通行に支障が出ている番田地内の市道番田石川線1号の延長135メートルの消雪パイプ布設がえを予定し、事業費1,050万円の予算を計上しているところであります。その財源内訳は、交付金600万円、起債が400万円、20年償還、うち据え置き5年であります。一般財源50万円であります。起債の交付税算入を含めると、国費は約65%の685万円、市費が約35%の365万円の事業であります。

第2点目の十分な機能を果たせなくなっている消雪パイプ布設箇所についてであります。例年11月下旬から12月上旬にかけて、市内業者6社に委託して消雪井戸と散水施設の点検及び散水量の調整を行っております。また、担当課の建設課では常に状況の確認を行い、点検の際に発見されたふぐあいや突発的に発生したふぐあいについては修繕で対応しておりますが、特に機能が低下した場合は井戸の掘りかえや消雪パイプの布設がえの手段を講じております。

第3点目の冬期間に渇水することのある消雪井戸施設の概況についてであります。冬期間地下水を長時間にわたり連続揚水すれば、全体として地下水量に限界があるため、井戸が渇水状態になることは間々あります。今年度におきましては、消雪井戸の点検時には102カ所全て正常に稼働しておりましたが、降雪による地下水の連続揚水により12カ所で一時的に渇水状態となりましたので、約2,160メートルを機械除雪で対応いたしました。これは、消雪パイプ敷設延長38.1キロメートルの約5.7%で、特段に多いということではないと考えております。特に機能が低下しているところがあれば、井戸の掘りかえ等を行っていくこととなります。消雪施設の新設につきましては、西加茂や下条、千川等においては地下水のくみ上げによる地盤沈下のおそれがありますので、消雪パイプの新設は考えておりません。これらの地域で地盤が沈下すると大変なことになりまして、損害賠償だけでも大変なことになるわけであります。また、それ以外の地域でもこれ以上の消雪井戸の増設は地下水の枯渇につながるおそれがあるため困難であります。すなわち、それやりますと今まで出ていたところが出なくなるおそれがあるわけであります。

第4点目の各区長など地域の方から御協力をいただき、消雪パイプからの放水量不足や渇水時に対応できるよう事前に連絡を受ける取り決め等の連絡体制を整えてはどうかとのことであります。これは、もう既にやっているところであります。既に区長さんや冬期間に各区に設けられております除雪対策連絡所の方々の連絡体制は確立しておりまして、除雪の状況、消雪パイプの稼働状況などの連絡や情報をいただいております。また、市民の皆様からも除雪担当課である建設課に情報が寄せられ、その都度十分に対応しているところであります。毎年雪が降る前に除雪対策会議を開きまして、全区長さんが集まれ、また各電力会社、ガス会社等々のそういうところからも来ていただき、さらに建設業協会からも来ていただき、警察からも来ていただき、消防も来るという大会議ではありますが、そこで毎回十分に御意見をいただいて、やっているわけでありますが、毎年御意見いただきながらやっているうちに、このところ余り御要望も出なくなってきたような状況ではありますが、私がいつも言っておりますのは、きょうの会議だけじゃなくて、常に何かあったらすぐ、こちらの窓口は建設課になりますが、すぐ連絡してくれと、そういうことを言うて体制を整えているわけであります。

第5点目の除雪対策会議で市内一円の除雪箇所が示されるが、その際に不調となっている消雪パイプの道路についても当面の対策として除雪対策に加えてはどうかとのことであります。降雪時には建設課

職員によるパトロールを行っておりますが、消雪パイプの出が悪い場合は区長さんや除雪対策連絡所の方々あるいは市民の方から連絡をいただいて現場を確認し、機械除雪で対応しております。消雪施設のふぐあいがいつ発生するのか予見できないことから、除雪計画路線図に記載することはできません。

通学路の除雪についての御質問の第1点目、各学校区の徒歩通学範囲で要望のある歩道の早朝除雪が行われていない箇所が実際にどの程度あるのかという調査を行うべきと考えるが、いかがか。行っていればその状況をお聞きしたいとのことについてであります。これについては、毎回除雪対策会議で要望が出まして、そのほかにも要望が出まして、私は相当いい線来ていると思っております。歩道除雪につきましては、通学路を中心に国、県道12.8キロメートルを歩道除雪機械3台、市道15.7キロメートルを歩道除雪機械6台で行っております。歩道の早期除雪につきましては、通学路を中心に行っておりますが、マンパワーに限りがあります。降雪の状況にもよりますが、深夜あるいは早朝に除雪を開始しても、場所によっては通学時間帯に間に合わない場合もあります。除雪対策会議等で区長さんから具体的に指摘されたり、ここはどうしてもというところにつきましては、歩道除雪を行っております。例えば加茂小学校区の宮大門の県道との交差点からメリア裏付近までの間の歩道であります。このように通学路につきましてはできるだけ歩道除雪を行うようにしておりますが、何分にも全体としてのマンパワーが足りないのです、おのずから限界がありますというお答えになっておりますが、私は相当いい線行っていると思っております。別に今申し上げたところだけやっているのじゃなくて、各小中学校についてはある距離から先はみんな通学のスクールバスでやってきますので、そこから先は余り対象として通学だけだったら考えなくていいわけです。そうしますと、通学路というものは小中学校が12校ありまして、12校から考えれば12校から出ているわけです。そのところをやればいいので、相当程度やってあると思っております。あと、通学路でないところでも、その道を通る人がどうも歩道の状況から見て危ないというところは歩道除雪をやっているわけでありまして。建設業界は、公共事業を小泉内閣以降大幅削減され、従事者の減少、除雪に使う建設機械の減少など業界の体力はかつてなく弱まっております。しかしながら、加茂市は建設業を大切にしていまいりましたので、まだ加茂市建設業は持ちこたえておるところであります。今後とも建設業を大切に、ともに加茂市の除雪に当たっていく所存であります。

第2点目の区を通じて歩道除雪用の小型機械の助成制度などを設けてはいかがかとのことについてあります。事故のことを考えますと、小型除雪機といえども家庭用除雪機とは違いますので、除雪機の操作になれている業者などの専門の方の操作で行うべきであります。現に加茂市の大事なところは業者に委託して除雪しております。また、加茂市は行き届いた除雪をしており、除雪機械に対する補助の必要はないと思っております。町内会、自治会、集落や地域の団体などに対する小型除雪機の購入助成を行っている自治体も県内にありますが、加茂市において市が除雪を行わずに区が除雪を行わなければならないところはないはずであり、また常に小型除雪機械で歩道除雪を行うマンパワーが区にあるとは思えません。

次に、1月に発生した大雪による果樹被害についてであります。白根と並ぶ新潟県の2大果樹産地である加茂市の須田、川西、山島地区では、1月13日から14日にかけて降りました湿った重い雪が果樹の棚や枝のすき間から地面に落ちず、果樹棚全体に降り積もり、その重みで樹木の枝が折れたり、幹が裂けたり、棚が崩壊するなどの被害が出ております。

御質問の1点目であります被害状況につきましては、これら3地区で大なり小なりの被害がほぼ全域で見られ、桃、日本梨、西洋梨、ブドウを合わせた果樹栽培面積147ヘクタールのうち約12ヘクタールで棚、樹木に被害がありました。しかしながら、JAにいがた南蒲農協によりますと、この春の果樹の花芽のつき方を見ないと収穫量の減少による販売収入減の状況を把握できないとのことでもありますので、これらを含めた被害の全体像をJAが取りまとめるのを待ちたいと考えております。

次に、御質問の2点目であります市としての支援事業であります。被害に遭われた農家の皆さんの金融機関からの借入れに対する利子の全額補給を検討しているところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、被害の全体像が取りまとまりましたらJAにいがた南蒲農協と協議の上、この無利子融資につきまして議会に御相談させていただきたいと存じます。すなわち、農協がまだ融資の体制を今整えつつありますので、結局融資を受けるとしても農協から受けることが多いわけなので、この融資がこういうことでやるということが決まりましたら、その利子は全部加茂市が負担するという無利子融資につきまして議会に御相談させていただきたいと存じます。

次に、介護事業に関する事柄についてであります。この介護につきましては、加茂市がいち早く福祉第一の政策をとったために加茂市は日本の最先端を行ったわけであります。その結果、一応日本一と称してよい福祉の体制を整えたわけであります。要するにその体制がずっと来ているということでありまして、日本国政府のほうがいろいろな言葉を使って今日に來ただけのような感じでございます。民主党政権のときは、全体を自立支援と称して関連づけたわけです。それに対して私は弱い人たちに自立せよとは何事だと言うて文句を言うたのですが、自立支援、自立支援と言うて全体の介護の体系をそういうふうにしたのです。今度は、地域包括ケアシステムというようなことを、今度は自立支援、自立支援を余り言わなくなって地域包括ケアシステムと言い出したのですが、中身は同じなのです。要するに日本一は日本一なのです。内閣が変わるたびに今までのやってきたことがゼロで、新しいことをやらかすというのじゃないのです。そのレベルが高い加茂市は、そのレベルで継続していくというだけの話であると、端的にそういうことでもあります。それは、福祉事務所も端的にそういうことだということで対応しているわけであります。

平成26年6月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合確保推進法に基づき、国は平成26年9月に地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針、総合確保方針を策定しました。その総合確保方針の1つが地域包括ケアシステムの構築であります。要するにそんな言葉で言うているだけで、変わらないのです。特に変わらないのは、東京都なんかが一番だめだということが全然変わらないのです。地域包括ケアシステムの構築と言い出したから、だめな東京都が急によくなるか、何にもよくなるかじゃないですか。小池知事が出てきて、ちょっとはよくなるかと、今のところ人気がありますが、これからそんなに大幅によくなるのかどうか見てみる必要があると思うのです。国からあれだけ金をもらい、そしてあれだけ金を持っている東京都が、それはかかりもかかりません。物すごくかかりはかかるけれども、福祉においてずば抜けてだめな体制にある。特別養護老人ホームは物すごく少ない、保育所も少ない、そういう状態がこの地域包括ケアシステムの構築の一言で、もとへばつと戻るとはとても思えないわけであります。

国が言う地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年を目途

に重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステムのことであり、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされています。今までは、実際は今までよりもレベルを落としているのです。それだけの話なのです。今まで特別養護老人ホームの枠に入れてさしあげられた人たちの中に、国がレベルを上げたために入れなくなった人が出ているのです。それが地域包括ケアシステムの実態であります。いろいろ理屈をつけながらレベルを落としてきているだけの話であります。加茂市としては、そういう中でそうならないように苦勞していかねばいかん。こういうものができればできるほど苦勞の度は増してくるとというのが現状であります。

すなわち、これは日本一を標榜する加茂市の現在の体制のことであります。すなわち、今申し上げました市町村が地域の、今申し上げましたこれもう一遍読ませていただきますが、国が言う地域包括ケアシステムとは団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年を目途に重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステムのことであり、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされていますと、これがすなわち日本一を標榜する加茂市の現在の体制のことでありますということでもあります。

改めまして、加茂市の福祉、介護の堂々たる日本一の体制について申し上げます。加茂市の、これはあえて堂々たる申し上げるのは、議会と一緒にやってつくり上げてきたわけですから。議会と一緒にやってつくり上げてきたこの堂々たる加茂市の介護の日本一の体制について議会で申し上げますと、こういうことでもあります。加茂市の介護サービスは、加茂市介護・看護支援センターを軸として、ホームヘルパーと3つの特別養護老人ホームを中心に組み立てております。加茂市介護・看護支援センターは市のほぼ中央に位置し、七谷地域も須田地域も30分以内で到着できることから、日常生活圏域は加茂市全体で1つと考えており、そこで在宅介護のニーズに十分応えられるようホームヘルパーも15人から現在の70人体制に増員し、在宅介護のかなめとして従事しております。また、在宅看護、在宅リハビリを十分提供できるよう訪問看護ステーションを開設し、7人の保健師、看護師と2人の理学療法士を配置しており、医療、リハビリの必要な方へサービスを提供するなど在宅介護、看護サービスの強化を図ってまいりました。また、サービスの利用料につきましては、利用者負担の心配をしなくてよいようにホームヘルパー、訪問看護、訪問リハビリは無料としております。また、ショートステイをロングで利用できる制度も持っておりますので、特別養護老人ホームが満員だからといっても、急に在宅にいられなくなった場合に心配をしないでこの特別養護老人ホームに入ることができます。施設介護につきましても3つの特別養護老人ホームに加え、第四平成園の建設を検討しております。さらに、介護予防としては65歳以上の方を対象とし、できるだけ要介護状態等にならないために介護予防教室事業、健康教育事業、健康相談事業、歯科保健事業、機能訓練事業などさまざまな事業を行っており、身体機能の維持と向上に努めております。建設予定の北コミュニティセンターを加えると7つのコミュニティセンター、老人福祉センターゆきつばき荘や老人憩いの家かも川荘、また加茂美人の湯の運営により、高齢者の方からくつろいだ時間と空間を満喫していただいております。さらに、温水プールや屋内外ゲートボール場、屋内ゲートボール場、屋外ゲートボール場、市民体育館、勤労者体育センター、下条体育

センター、勤労青少年ホームなどでは多くの高齢者が健康増進に努めておられますし、今度はここにエアコンが入ることになります。加茂川河川敷や加茂山公園、若宮公園、下条川ダム公園、冬鳥越スキーガーデンなどの公園や加茂市が大量の補助金を出して整備された商店街のながいきストリートではウォーキングを楽しむ方々が大勢いらっしゃいます。老人クラブへの補助事業も行っており、会員同士の交流、趣味や生きがいづくりの一助となっております。笑いとゆとりと軽度の運動、そして人との交流、これらがトータルで介護予防となっていると考えております。また、高齢者の病気予防としてインフルエンザ予防接種の無料化、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を行っておりますし、身寄りがなく、認知症等で物事を判断する能力が十分でない高齢者等が成年後見制度を利用する必要があると判断された場合の裁判所に対する市長申し立て等の費用も予算化しております。

さて、1点目の地域包括ケアシステムについての私の見解であります。そもそも加茂市の高齢福祉への取り組み、すなわち加茂市介護・看護支援センターを中心とした高齢者に対する介護相談から介護サービスまでの一元的取り組みを初め、市民お一人お一人を大切にす市政、まちづくりがまさに地域包括ケアシステムであり、国がやろうとしていることの実現に先取りであったと考えております。それが証拠には、地方創生事業で補助金をくれるから、この間までは全額くれたのですが、今半額くれるのですが、やりたいものを持ってこいと言うと、ほかのまちがやっていないくて、加茂市がやっている福祉関係のことを言うと、全部オーケー、オーケーなのですから。あれだけでも加茂市が随分進んでいるなどということを実感した次第であります。

2点目の人材確保とサービスの維持、向上等についての御質問であります。国立社会保障・人口問題研究所が出している地域別将来推計人口によりますと、これは平成22年の国勢調査をもとにしているため、住民基本台帳上の人口とは乖離がありますけれども、この人口によりますと加茂市の65歳以上人口では平成32年から平成37年の間におよそ9,500人になると。これでピークを迎えまして、加茂市の75歳以上人口では、65歳以上人口では平成32年から37年の間に9,500人、ピークを迎えまして、それから加茂市の75歳以上人口では平成42年から平成47年の間におよそ5,600人でピークを迎えるようではありますが、今後も加茂市介護・看護支援センターが軸となり、より一層福祉事務所、健康課、社会福祉協議会、民生児童委員などあらゆる関係機関と連携いたしまして、一体化して訪問看護、ホームヘルパーと3つの特別養護老人ホームを包括的に機能させ、さまざまな介護ニーズに的確に答えていきたいと考えております。また、全国的に介護の現場の人材確保が難しくなっておりますが、職員の処遇改善、ハローワークとの連携、各種学校への案内等を通じ、人材不足が生じないように必要職員数の確保に努めております。ただ、これはこれからいよいよ大変ではございません。頑張っていかなきゃならないと思っております。

3点目の加茂市における認知症高齢者の現状と対策についての御質問であります。加茂市の65歳以上人口、1月31日現在の65歳以上人口が9,562人で、そのうち要介護、要支援認定者は1,708人いらっしゃいます。この中に何らかの日常生活に支障を来すような行動、症状があり、意思疎通に困難が見られる状態があるいわゆる認知症、認知症日常生活自立度が2以上の認知症の方が加茂市には1,151人いらっしゃいます。これは、要介護認定されている方の67.4%であります。国の推計では、要介護認定されている方の60%がこの認知症だというふうにしておりますので、やや高目となっておりますが、市民の皆様が困った際に加茂市介護・看護支援センターへすぐに相談をされてい

るためであり、十分に把握が進んでいる結果と考えております。十分に把握が進んでいるから、60%よりちょっと高いということでもあります。対策としては、認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーター、2月28日現在1,605人おられるということなのですが、この認知症サポーター、1,605人、現在、この方々を養成し、身近な方が認知症でお困りの際に声かけやさりげない見守りなど自分ができる範囲でのお手伝いをさせていただいております。さらに、徘徊が気になる高齢者については民生委員さんや区長さんなど地域の方々、またホームヘルパー利用者についてはホームヘルパーがふだんから見守っているところでもあります。また、行方不明者の早期発見を目的とする「はいかいシルバーSOSネットワーク」の活用など今後も関係機関と連携し、早期診断、早期対応に努め、家族支援や自立へのお手伝いができる体制を維持していきたいと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みについての御質問であります。これは、医療介護総合確保推進法が制定されたことに伴い、介護保険法が改正され、現行の介護予防訪問介護、これは要支援認定者のホームヘルプサービス、これを介護予防訪問介護というのです。それから、介護予防、今度は通所介護、これが要支援認定者のデイサービスのことですが、この介護予防通所介護を通じ、介護保険制度の中ではありますが、地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に移行させるものであります。なお、1月31日現在、要支援1の認定者が177人、要支援2の認定者が112人、計289人いらっしゃいます。要支援1及び要支援2の認定者のうち、ホームヘルプサービス利用者は77人、デイサービス利用者53人が平成29年度中に介護予防・生活支援サービス事業に移行することになります。この移行に係る影響ではありますが、当面は財源の横滑りで、国、県の負担金もサービスに係る報酬単価も変わりませんので、会計上の影響はありませんし、ホームヘルパーの無料制度及びデイサービス利用料の一部助成制度も維持しますので、利用者にも影響はありません。

ところで、私は法律で決まったことには対応しますが、国が打ち出した地域包括ケアシステムとは今までよりも福祉にかかる金を割安にするための方策、今までの制度よりも福祉サービスの程度を落とすためのカムフラージュ以外の何物でもないと考えております。これは、私だけ言うのじゃなくて、事務方と同じ考え方でありまして、カムフラージュ以外の何物でもないと考えております。制度の変更はあろうとも、現行どおり質の高い加茂市の福祉サービスを維持し、しっかりと生活を支えることが最善であると考えております。

以上でございます。

○7番（滝沢茂秋君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、雪害対策の部分についてですが、こちらはなかなか出の悪くなっている消雪パイプ等あると、それを認識された上でやはりこれ以上、今現状が仕方ないのかなというところ、今のところが精いっぱいかなというところは、マンパワーの問題であったり、機械の状況であったりということなのかなと思います。（市長小池清彦君「今ちょっとそれについてよろしゅうございますか」と呼ぶ）はい。

○市長（小池清彦君） 随分よくなったのです。ひところは、まち通りで消雪パイプから水が出ないところがたくさんあったのです。今ほとんどなくなりましたから、随分新しい井戸を掘ってよくなったのでございます。今後とも毎年さらに井戸を掘る、大体1,000万とか一千何百万なのですが、これで毎年加茂市の財政状況だと大体1つです。1つ井戸を追加して掘り返していく、あるいは、いや、ことしは

井戸の掘り返しでなくて、29年度予算みたいにくこの部分を、管を全部取りかえる必要があるというところはそれをやる年もあるということではありますが、たまに国の補助がこれに合うなというやつがどつと来ることがあるのです。これが先ほども申し上げましたのですが、7,000万ぐらい一発で来たことあるのです。このときはうれしかったです。思い切って方々やらせていただきました。今後とも同じようにしてやっていくということでもあります。随分よくなったと思っております。

○7番（滝沢茂秋君） それで、各学校のほうから毎年やはり早朝除雪の要望というのは上がっているかと思うのですが、教育長、その辺の御確認はいかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） もう余り上がっていません。私は、そのように認識いたしております。上がっていただければ対応しますが、もう余り上がっていません。

○7番（滝沢茂秋君） そのあたりは、教育長、そのとおりということによろしいですか。

○教育長（殖栗敏夫君） 市長答弁でお答えしたとおりでございます。答弁書のとおりです。

○7番（滝沢茂秋君） 今後のことも考えた上で、できましたら除雪対策会議でございますけれども、そちらに学校の関係者の方も出席していただいて状況を知っていただくと。早朝に通学路等で道路を利用するというのは学校が多いですから、その学校の関係者も交えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（小池清彦君） 今学校側も最優先でやっていますので、あの満杯の会場にわざわざ各学校の教諭主任出てこいと言う必要はないと思っております。それほどまずいことを我々はしていないということでもあります。学校を最優先で万事やっておるということでもあります。

○7番（滝沢茂秋君） 近隣の区長さん等からお伺いするところによると、やはり登校時間に少し混乱があるような話はお聞きしておりますので、そのあたりできましたら教育長からも後ほど学校のほうにまた確認をとっていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。（市長小池清彦君「ちょっと待ってください」と呼ぶ）

○市長（小池清彦君） それは、区長のほうからちゃんと言うてきていただきたいと思っております。総務課が除雪の元締めですので、総務課にさらにここをやってくれと言うてきていただいて、我々はマンパワーを見ながらここをやる必要がさらにあると思えばやりますし、それはどんどん言うてきていただきたいと思っておりますが、今までももう私も直接聞いたりして随分やってきたと思っているわけでもあります。

○7番（滝沢茂秋君） 私としては、その状況を鑑みた上で歩道用の除雪機の補助というところも上げさせていただいたのですが、今回市としては今のところやるつもりはないということで、この問題はまた引き続きちょっと私のほうも検討させていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。（市長小池清彦君「もう一点済みません」と呼ぶ）

○市長（小池清彦君） やる必要ないと言うたのじゃなくて、やるところが余りないと思うと、それくらいやってきましたということでもあります。

○7番（滝沢茂秋君） それも先ほど私申しましたように、教育長のほうからも学校に少し確認をしていただきたいというところでとどめておきたいと思っております。

次に、果樹の件なのですが、これ御答弁の中でいただいた部分でいうと、今のところJA南蒲の出方というか、どのぐらいの形で融資決まるのかと、そういったところを、様子を見ているということでしたが、そうしましたら農協のほうを整えた後、融資の部分の利子は加茂市が負担するということ

でいいかと思うのですが、ただ私これ平成23年の水害のときにも同じような利子を加茂市が負担するというので融資もしていただいて、その融資をしていただいていた借金がまだ残っているようなところもあったりして、今回果たして本当にこういった制度が設けられたときに借りることをためらうところも出てくるのではないかなという心配をちょっとしておりまして、そういう場合なのですけれども、例えば部材の購入、実際に補修にかかったような部材の購入の補助であったり、例えば農機具の補助のような形で部材の補助とか、苗木の補助とか、そういったところはいかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） これは、災害の規模にもよるのですけれども、実際に融資の支援でなくて、実際の補助金をくれるということになるのです。具材の補助とは言いながら、要するに加茂市が金を差し上げるということなのです。そういうことを本件についてやるべきかどうかについては、これちょっと市議会では議論が分かれると思います。これだけ優先するののかということになりますから。実際は、農林課長が張り切って調査したのです。その結果が7ページに約12ヘクタールだと、12町歩だというのが一応出ているのですが、これをまだ我々が、加茂市が主体的に余り発表しないのは、これ農協の問題なので、農協のほうでしっかり把握してもらってということでないかと加茂市がひとり歩きますので、農協から話が来るのを待っているわけなのですが、見ていると農協も農林課長がやった調査結果を何かおんぶしているみたいだ、あなたに。何かそんな感じで、農林課長の調査におんぶしているような嫌いあるように見ておりますが、恐らく12ヘクタールというような感じで来るのじゃないでしょうか。聞いてみますと、全然私のところは大丈夫でしたよという人が物すごく多いのです。同時に私のところはめっちゃくちゃやられましたという人もいます。どうも、一概には言えませんが、しっかりいろいろやっていた人のところは倒れずに済んだみたいなので、枝切りも余りせずにいたところが倒れたところが多いと。しかし、枝切り一生懸命やっていたところは倒れなかったかということ、そういうこともないと思いますけれども、そういうことなのです。だから、結果によって加茂市がそういうことをしなければ、そこのおたくは夜逃げをしなければならんというような状況がもし発生すれば、これは加茂市も市議会と相談をして、ここのうちと、ここのうちと、ここのうちは金で助けたいということも場合によってはあるかもしれません。それに対しては、市議会でいろいろ議論が出てくるでしょう。そういうことだと思います。だから、今のところ我々は様子を見ているところであると。私の知っている人で、うちはめっちゃくちゃやられたと言うた人がいますが、夜逃げするような状態ではないです。だから、いろいろあります。

○議長（山田義栄君） 7番、滝沢茂秋君、残り1分です。

○7番（滝沢茂秋君） ちょっと時間が足りなくなりました。私の配分がうまくなかったなと思うのですが、介護事業のほうでも地域包括ケアシステム、確かに市長おっしゃるとおり、例えば緩和した基準で在宅介護を受けられるとか、サービスのほうで少し低下するような懸念もありますので、そのあたりについては今後また見守っていかなければいけないなと思っております。また、2025年問題として75歳に団塊の世代になるといったときに、どうしてもマンパワーが足りない。全国的には、そのときに37.7万人の介護職員が足りない、新潟県はその中で4,600人ほどだというふうにあります。また、加茂市の場合はケアマネジャーが数人、そしてあと加茂市の職員でケアプランの設計のお手伝い等しておりますので、特に足りなくなると思いますので、そのあたりはまた改めて質問させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山田義栄君） これにて滝沢茂秋君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 1 6 分 散会